

新潟市地域福祉計画

(2021～2026)

中間評価・見直し版

令和6年3月

新潟市

目次

第1章 中間評価・見直しの趣旨	1
第2章 中間評価と指標・目標の変更	
I 中間評価	2
II 指標・目標の変更	6
第3章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	
I 計画の位置づけ	11
II アンケート調査から見える現状	13
III 地域共生社会の実現のための施策	
【施策⑤ 重層的支援体制整備事業の推進】	
1 取り組み内容	18
(1) 包括的相談支援事業	20
(2) 参加支援事業	21
(3) 地域づくり事業	21
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	22
(5) 多機関協働事業	22
2 その他	
(1) 庁内外連携体制の構築	24
(2) 支援フロー	24
3 目標	24
資料編	
I 策定経過	25
II 策定委員名簿	26
III アンケート調査結果	27

第1章 中間評価・見直しの趣旨

新潟市では、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とした市の最上位計画「新潟市総合計画2030」において、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創り、誰もが役割をもって活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、各種施策を展開しています。

「地域共生社会」の実現に向けては、令和3年3月に策定した「第3期新潟市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」においても、その理念を掲げ、地域福祉を推進すべく、各種取り組みを進めています。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間となっている中、中間年度にあたる令和5年度に、本計画策定後の国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響等といった社会情勢の変化、また、「新潟市総合計画2030」における施策の方向性を踏まえ、今後も多様化していく福祉課題に適切に対応するため、中間評価・見直しを行います。

【内 容】

- ① 中間評価と指標・目標の変更（→第2章へ）
- ② 重層的支援体制整備事業実施計画の策定（→第3章へ）

第2章 中間評価と指標・目標の変更

I 中間評価

※R5実績は見込みの数値です

施策① 地域福祉に関する事業の推進（本計画に係る該当ページはP. 39～42）													
No.	取組内容	担当課	指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	中間評価	指標・目標の変更
1	コミュニティソーシャルワーカーの活動支援	福祉総務課	コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数(件) ※年度末時点	目標		186	204	222	240	258	280	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の委託のなかで、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）の件数や活動費などの支援を行いました。また、CSWの負担軽減や関係機関等との連携を図るため、CSW配置人数の検討やCSWの取り組み周知を行いました。指標に関しては、重層的支援体制整備事業の創設に伴い、当初設定した目標が実態とそぐわないため、国への実績報告に即した指標に変更します。	指標・目標値の変更あり（→P.6） 重層的支援体制整備事業の創設に伴い、当初設定した指標が実態とそぐわないことから、国への実績報告に即した形で令和4年度を基準とした指標及び目標値に変更します。
			実績	101	88	—	—						
2	地域福祉コーディネーター育成事業	福祉総務課	地域福祉コーディネーター育成総数(人) ※累計	目標		1,351	1,478	1,605	1,732	1,859	1,980	多様化・複雑化する福祉ニーズ等に対応するため、市内の福祉関係施設や行政職員を対象に、育成研修を開催しました。令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数の減少が見られましたが、令和5年度は参加者数が増加しました。また、育成研修修了者の能力向上を目的にフォローアップ事業（フォローアップ研修・異業種交流セミナー）を実施し、参加者間の交流を促しました。	目標値の変更あり（→P.7） 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者が減少し、目標値との乖離が大きくなったため、増加数は維持しながら、総数を見直します。
			実績	1,221	1,294	1,372	1,504						
3	高齢者等あんしん見守りネットワーク事業	福祉総務課	高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数(人) ※年度末時点	目標		375	399	423	447	471	490	地域住民、協力事業者、地域包括支援センター、区役所等が連携しながら、日々の活動・業務の一部として、見守りネットワーク体制が定着されてきています。その反面、制度開始から10年経過し、事業の普及・啓発が不十分となり、事業の一環であることの認識が薄れています。	目標値の変更あり（→P.7） 新規登録事業者が減少しているのに加え、令和5年度は事業廃止等の確認できた登録事業者を整理したため、さらに減少しています。目標との乖離が大きくなってきたため目標値を変更します。集中的な勧誘活動を行うなど新たな方法による増加を図り、増加率は維持します。
			実績	331	331	333	325						
4	民生委員・児童委員の活動支援	福祉総務課	民生委員協力員数(人) ※年度末時点	目標		65	70	75	80	85	90	民生委員の負担軽減を図るため、協力員が活動を補佐するパートナーとして地域の見守り活動を行ったり、退任した民生委員が協力員となり新任民生委員を支援したりするなどしてきました。制度開始から10余年経過し、協力員数は徐々にではあるが増加してきています。	
			実績	56	63	61	70						
5	ボランティアセンターの活動支援	福祉総務課	サマーチャレンジボランティア参加人数(人) ※年度	目標		221	237	253	269	285	300	コロナ禍の影響による各種講座の中止により、新たな担い手育成が計画通りにできない状況が続きました。通常の事業が実施できず代替事業を計画するも感染状況により中止に至るケースもありました。令和4年度以降は、徐々に事業の再開や事業実施方法の見直しを行い、目標を達成しました。	指標・目標値の変更あり（→P.7） 令和2年度より各区の既存イベント等でボランティア活動の場を設け、学生に参加を呼びかける形で実施してきました。今後も夏休み期間中での実施形式には戻さず、現状の方法を継続するため、指標及び目標値を変更します。
			災害ボランティアセンター設置訓練などへの参加団体数(団体) ※年度	目標		133	138	143	148	153	160		
			実績	5	中止	313	320						
			実績	64	37	249	325						
6	社会福祉法人などの地域公益活動支援	福祉総務課	公益的な活動に取り組む社会福祉法人数(法人) ※年度末時点	目標		81	93	105	117	129	140	圏域内の社会福祉法人のネットワーク化を全市的に展開できるようにしている秋葉区では、令和3年度から令和5年度までの間に、社会福祉法人のコロナ禍での事業実態を聞き取り、地域と連携した取組を進めるため区主催の地域推進フォーラムで取組状況の発表をしてもらい、公益的な取組について社会福祉法人や地域住民へ周知するためのパンフレットを作成しました。また、北区では令和5年度に、社会福祉法人を対象とした地域貢献事業の取組状況のアンケート調査を実施し、その結果を参考に今後の社会福祉法人への働きかけ方について検討していく予定です。その他の区でも、既存の事業の実施において、継続的に社会福祉法人と各区社協と関わりを持ち、また、各区社協が社会福祉法人と地域住民をつなげる役割を担っています。	
			実績	76	75	93	105						

施策② 生活困窮者自立支援制度の推進 (本計画に係る該当ページはP. 43~47)

No.	取組内容	担当課	指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	中間評価	指標の変更
1	生活困窮者の早期把握		生活困窮者の新規相談件数(件) ※累計	目標		6,804	7,776	8,748	9,720	10,692	12,000	新型コロナウイルス感染症の影響により経済・雇用状況が悪化したことに加え、緊急小口資金等の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などを活用するための要件として、自立相談支援機関からの支援を受けることが必要であったため、コロナ禍において新規相談件数が急増しました。そのため、相談件数に応じて体制を強化し、支援が必要な人を早期に把握したことで、適切な支援を実施することができました。	目標値の変更あり (→P.8) 令和3年以降のコロナ禍において、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などが活用されましたが、その要件として自立相談支援機関の支援を受ける必要があり、件数が急増して策定時の想定を大きく上回ったため、目標値を変更します。
				実績	6,936	9,226	10,807	11,779					
2	生活困窮者への適切かつ効果的な支援	福祉総務課	自立支援プランの作成件数(件)※累計	目標		3,241	3,704	4,167	4,630	5,093	5,500	コロナ禍においては、緊急小口資金等の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などを活用するための支援プランが多くみられました。また、住居確保給付金の対象者拡大や特例措置などにより、同事業の利用者が急増した一方で、コロナ禍による利用控えがあった事業もみられました。	目標値の変更あり (→P.8) 令和3年度以降のコロナ禍においては、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などが活用され、件数が急増して策定時の想定を大きく上回ったため、目標値を変更します。
				実績	3,394	4,266	5,100	5,514					
			就労支援に関するプラン作成のうち、就労・増収者数(件)※累計	目標		478	546	614	682	750	810		
				実績	433	531	718	868					
			子どもの学習・生活支援事業参加者の高校進学率(%)※年度	目標		100	100	100	100	100	100		
				実績	100	100	100	100					
		雇用・新潟暮らし推進課	-	目標								ジョブトレやセミナー等を含めた対応件数は年間8,000件を超えており、令和5年度はセミナー等を行いやすくなった背景もあり前年度を上回る見込みです。令和5年度から新規事業として開始した居場所の創出事業に関しても、参加したほとんどの方の就職が決まるなど、モチベーション向上効果が見られています。福祉機関をはじめとする他機関との連携は年々強化されており、支援会議等を通して顔の見える支援体制を徐々に築けています。特に、新潟市パーソナル・サポートセンターや、区の保護課内のハローワークは、日常的に共同支援やケース共有を行えるようになりました。また、フードバンクや社会福祉協議会が主催する生活困窮者やひとり親向けのイベントで相談ブースを担当するなど、他機関と共に取り組んでいます。その中で、アウトリーチ支援や心理相談、サポステ事業に繋げそうな利用者がいれば、担当者ベースで相談し合うなどの関係性を持つようになっています。	
				実績									
3	関係機関などとの連携強化	福祉総務課	-	目標								コロナ禍においても自立相談支援機関が支援調整会議を定期的に開催したことで、生活困窮者に関する情報共有ができました。またコロナ禍で開催を控えていた事業連絡会を令和4年度から開催し、関係機関の実施する事業内容の理解を深めることができたことで、関係機関の連携強化につながりました。生活困窮に陥る背景には、経済・雇用状況や心身の状態悪化などの様々な事情があるため、福祉的な支援だけでなく、就労、税務、住宅をはじめとした多くの関係機関の支援が必要となります。	
				実績									

施策③ 成年後見制度の推進（本計画に係る該当ページはP. 48～54）																
No.	取組内容	担当課	指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	中間評価	指標の変更			
1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	福祉総務課	-	目標								令和3年度に中核機関を設置し、アウトリーチや相談受付により、地域連携ネットワーク機能のうち広報機能、相談機能の役割を大いに果たしています。				
				実績												
2	協議会及び中核機関の整備	福祉総務課	-	目標								中核機関を設置してから実施しているネットワーク会議は専門職団体と行政、司法、医療・福祉の関係者による意見交換や情報交換、課題整理の場となっており、協議会に参画している団体の連携強化を図るとともに、支援が必要な人を協力して見守り、必要な対応を行うチームの支援の充実化に寄与しています。				
				実績												
3	地域連携ネットワークの機能	福祉総務課	成年後見制度を知っている人の割合(%) (R1アンケート結果: 57.2%)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加	(1) 広報機能: パンフレットの配布や関係機関へのアウトリーチの強化を図っています。 (2) 相談機能: 上記の効果により、相談件数は増加しています。 (3) 成年後見制度利用促進機能: 市民後見人養成研修を隔年実施から毎年実施にしたことにより修了者の増加を図るとともにフォローアップ研修により修了者の資質向上を図りました。 (4) 後見人支援機能: 一般・専門家相談を実施し、必要な場面に於いて相談できる環境整備を行いました。また令和5年度より家庭裁判所と定期的に情報交換を行っています。				
				実績	実施なし	実施なし	実施なし									
			自身や親族が認知症などになり判断が十分に出来なくなった時、成年後見制度を利用したいと思う人の割合(%) (R1アンケート結果: 47.1%)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加					
				実績	実施なし	実施なし	実施なし									
			成年後見制度利用者数(人)※年度末時点	目標		2,159	2,279	2,399	2,519	2,639	3,000					
				実績	1,954	2,122	2,255	2,340								
		市民後見人養成研修修了者数(人)※累計	目標		188	206	225	244	263	280						
			実績	150	160	175	190									
		障がい福祉課	-	目標											成年後見制度に係る各種相談に対応するとともに制度の周知・啓発に取り組むことで、制度の着実な利用増加につながりました。 支援が必要な対象者が適切に制度利用につながったことは、障がいのある方の自己決定支援や権利擁護の推進に寄与できたものと評価します。	
				実績												
高齢者支援課	-	目標									令和3年度から令和5年度において、成年後見制度利用支援事業の実績は掲げた目標値を上回りました。 これは、様々な媒体を用いて制度の周知を行い、支援が必要な対象者が適切に制度利用に繋がった結果だと言えます。また、制度利用に繋がったことにより、対象高齢者の権利擁護の推進、更にQOLの向上に寄与できたのではないかと考えています。					
		実績														

施策④ 再犯防止の推進 (本計画に係る該当ページはP. 55~65)															
No.	取組内容	担当課	指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	中間評価	指標の変更		
1	就労・住居の確保	福祉総務課	協力雇用主数(社) ※翌年度4月1日時点 (R1. 12. 31時点 : 170社)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加	協力雇用主制度について、市HPやパンフレット等により継続的に周知・啓発を行うことができ、年度によっては増加となっています。令和4年度に大幅に減少しているが、これは協力雇用主への継続意向調査を実施したことにより、今まで登録していたものの、実際の雇用に至らない事業者やコロナ禍により事業継続困難な事業者が登録を継続せず、登録事業者の整理をしたものであり、後期は増加を期待しています。			
				実績	186	192	171	176							
		雇用・新潟暮らし推進課	-	目標									(施策②-2再掲)		
				実績											
		契約課	-	目標										令和3、4年度と令和5、6年度の入札参加資格者名簿の定期申請及び追加申請の際に、協力雇用主として新潟保護観察所に登録した企業に対し主観5点の加点を実施しました。(令和3、4年度中の加点事業者16社、令和5、6年度中の加点事業者29社(1期追加申請終了時点))	
				実績											
住環境政策課	-	目標										市営住宅への入居案内については、申込者の状況を見ながら募集をし入居を決定してきました。民間賃貸住宅の相談支援については、関係団体と連携しながら支援を行うことができました。			
		実績													
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	福祉総務課	-	目標								民生委員児童委員協議会の理事会・会長会やその他研修会において、計画について説明を行い、周知に努めました。			
				実績											
		福祉総務課	-	目標									新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活保護の相談件数は増加したものの、緊急小口資金等の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などの各種支援制度が活用されたことで、生活保護受給者の急増はみられませんでした。		
				実績											
		こころの健康センター	-	目標									薬物依存を有する本人の回復を支援するため、電話・来所相談や治療回復プログラム(新潟市版スマーブ)を実施しています。電話・来所相談について、以前より他の依存種別に比べ薬物依存に関する相談は件数が少ない傾向にあります。また治療回復プログラム(新潟市版スマーブ)については、申込者が少ない状況が続いています。そのため、令和5年度には依存症に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を進めるため、市内2カ所においてポスター展示を行いました。		
				実績											
3	学校などと連携した修学支援	福祉総務課	-	目標								(再掲) ・施策②-2子どもの学習・生活支援事業			
				実績											
4	特性に応じた効果的な指導の実施	他の分野別計画に記載	-	目標								他の分野別計画に記載			
				実績											
5	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	福祉総務課 各区健康福祉課 中央区東出張所 秋葉区地域総務課 西蒲区民生生活課	保護司数(人) ※12月1日時点 (R1. 12. 1時点 : 275人)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加	コロナ禍で活動制限があったこともあり、保護司数や更生保護女性会員数は微増もしくは横ばいとなりました。また、コロナ禍以降、社会を明るくする運動の実施規模縮小により参加者数が減少してしまいました。更生保護サポートセンターについて貸付料を一部減免しました。市内4地区の保護司会への活動費を助成しました。			
				実績	270	281	288	287							
			更生保護女性会員数(人) ※翌年度4月1日時点 (R2. 4. 1時点 : 449人)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加				
				実績	429	419	426	426							
社会を明るくする運動参加者数(人) ※年度 (R1 : 4,459人)	目標		増加	増加	増加	増加	増加	増加							
	実績	1,037	729	542	集計中										
6	国・民間などとの連携強化	福祉総務課	少年を除く刑法犯再犯者率(%) ※暦年 (R1 : 53.2%)	目標		減少	減少	減少	減少	減少	減少	本計画に基づき、各分野において関係機関と連携しながら再犯防止の取り組みを進めています。			
				実績	54.5	53.1	集計中	集計中							

II 指標・目標の変更

施策① 地域福祉に関する事業の推進

(本計画に係る該当ページは P. 39～42)

●指標・目標値の変更

【変更前】指標：コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数(件:年度末)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標	186	204	222	240	258	280
実 績	88	—	—			



【変更後】指標①：支援プラン作成件数（件:累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標			133	157	181	205
実 績	—	109				

【変更後】指標②：コミュニティソーシャルワーカーによる終結件数（件:累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標			49	57	65	73
実 績	—	41				

指標①重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の3事業について、各事業各区1件、年間24件の増加幅で目標値を設定します。

指標②上記3事業について、24件のうち各区1件、年間8件の増加幅で目標値を設定します。

●目標値の変更

指標：地域福祉コーディネーター育成総数（人：累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	1,351	1,478	1,605	1,732	1,859	1,980
実績	1,294	1,372	1,504			
目標の変更				1,631	1,758	1,885

令和5年度実績を基に増加数は維持しながら、目標値を変更します。

●目標値の変更

指標：高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数（者：年度末時点）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	375	399	423	447	471	490
実績	331	333	325			
目標の変更				349	373	397

※R5 実績は見込み

令和5年度実績見込みを基に増加率は維持しながら、目標値を変更します。

●指標・目標値の変更

【変更前】指標：サマーチャレンジボランティア参加人数（人：単年度）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	221	237	253	269	285	300
実績	0	313	320			

※R5 実績は見込み



【変更後】指標：学生ボランティア推進事業参加人数（人：単年度）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	221	237	320	340	360	380
実績	0	313	320			

※R5 実績は見込み

令和5年度実績見込みを基に、通年実施による参加者増により、目標値を変更します。

施策②生活困窮者自立支援制度の推進

(本計画に係る該当ページは P. 43～47)

●目標値の変更

指標：生活困窮者の新規相談件数（件：累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標	6,804	7,776	8,748	9,720	10,692	12,000
実 績	9,226	10,807	11,779			
目標の変更				12,751	13,723	14,695

※R5 実績は見込み

令和 5 年度実績見込みを基に増加率は維持しながら、目標値を変更します。

●目標値の変更

指標：自立支援プランの作成件数（件：累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標	3,241	3,704	4,167	4,630	5,093	5,500
実 績	4,266	5,100	5,514			
目標の変更				5,952	6,414	6,900

※R5 実績は見込み

新潟市総合計画 2 0 3 0 の取組指標目標値を踏まえて目標値を変更します。

●目標値の変更

指標：就労支援に関するプラン作成のうち、就労・増収者数（件：累計）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目 標	478	546	614	682	750	810
実 績	531	718	868			
目標の変更				957	1,079	1,240

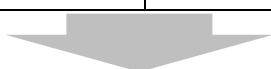
※R5 実績は見込み

新潟市総合計画 2 0 3 0 の取組指標目標値を踏まえて目標値を変更します。

●目標の変更前・変更後の対照表 ※変更箇所は下線で表示

【変更前】施策①地域福祉に関する事業の推進（本計画 P. 42）

指 標	令和元年度 (2019年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニティソーシャルワーカーへの新規 相談件数	150件	<u>280件</u>
地域福祉コーディネーター育成総数	1,097人	<u>1,980人</u>
高齢者等あんしん見守りネットワーク登録 事業者数	327者	<u>490者</u>
民生委員協力員数	55人	90人
<u>サマーチャレンジボランティア参加人数</u>	189人	<u>300人</u>
災害ボランティアセンター設置訓練などへの 参加団体数	123団体	160団体
公益的な活動に取り組む社会福祉法人数	53法人	140法人



【変更後】

指 標	令和元年度 (2019年度)	令和8年度 (2026年度)
<u>支援プラン作成件数（累計）</u>	—	<u>205件</u>
<u>コミュニティソーシャルワーカーによる 終結件数（累計）</u>	—	<u>73件</u>
地域福祉コーディネーター育成総数	1,097人	<u>1,885人</u>
高齢者等あんしん見守りネットワーク登録 事業者数	327者	<u>397者</u>
民生委員協力員数	55人	90人
<u>学生ボランティア推進事業参加人数(年度)</u>	189人	<u>380人</u>
災害ボランティアセンター設置訓練などへの 参加団体数	123団体	160団体
公益的な活動に取り組む社会福祉法人数	53法人	140法人

【変更前】 施策②生活困窮者自立支援制度の推進（本計画 P. 47）

指 標	令和元年度 (2019年度)	令和8年度 (2026年度)
生活困窮者の新規相談件数(累計)	4,860件	<u>12,000件</u>
自立支援プランの作成件数(累計)	2,315件	<u>5,500件</u>
就労支援に関するプラン作成者のうち、 就労・増収者数(累計)	342人	<u>810人</u>
子どもの学習・生活支援事業参加者の 高校進学率	100%	100%



【変更後】

指 標	令和元年度 (2019年度)	令和8年度 (2026年度)
生活困窮者の新規相談件数(累計)	4,860件	<u>14,695件</u>
自立支援プランの作成件数(累計)	2,315件	<u>6,900件</u>
就労支援に関するプラン作成者のうち、 就労・増収者数(累計)	342人	<u>1,240人</u>
子どもの学習・生活支援事業参加者の 高校進学率	100%	100%

施策③成年後見制度の推進

(本計画に係る該当ページは P. 48～54)

- 指標の変更なし

施策④再犯防止の推進

(本計画に係る該当ページは P. 55～65)

- 指標の変更なし

第3章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

I 計画の位置づけ

これまでの福祉制度は、子どもや障がい、高齢といった属性ごとや要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、充実させてきました。

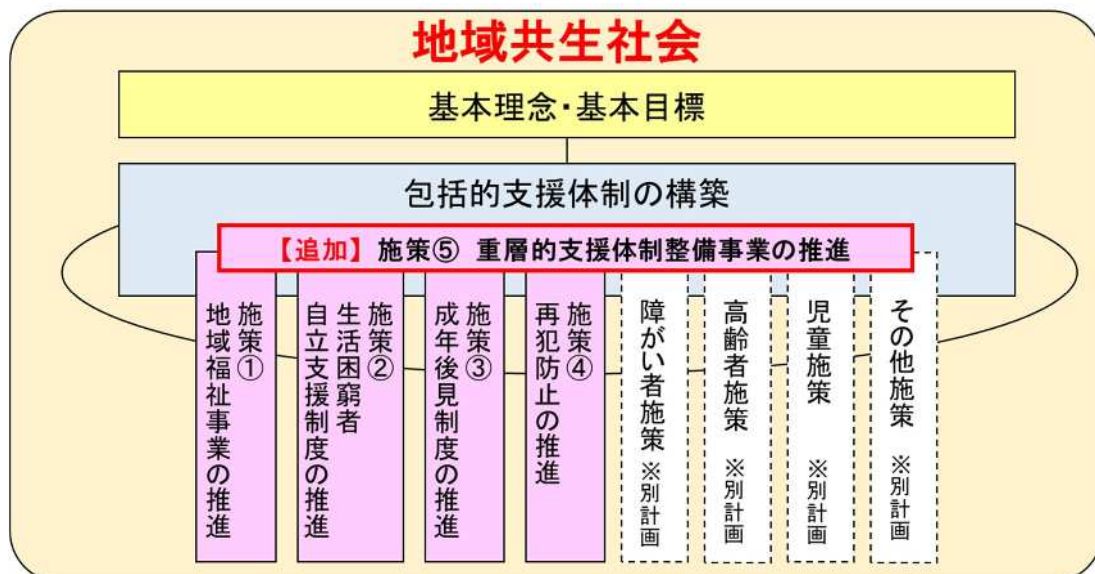
一方、社会的孤立をはじめ、生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存制度の対象となりにくいケースや、8050問題、ダブルケアなど生活課題が複雑・複合化しているケースには、支援を十分に受けることができず、対象者ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難となっています。

このような状況から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による社会福祉法の一部改正により、市町村において、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援（包括的相談支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

社会福祉法第106条の5では、市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に実施するために、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされていることから、本計画の5つ目の施策として追加するとともに、「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。

【地域共生社会と各施策・分野別計画の関係性】

地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築には、様々な分野の施策が展開されています。今回追加する「重層的支援体制整備事業の推進（重層的支援体制整備事業実施計画）」は、包括的支援体制の構築に関する事項のうち、重層的支援体制整備事業として行う事業体制や内容、支援関係機関相互間の一体的な連携に関する事項について明記します。

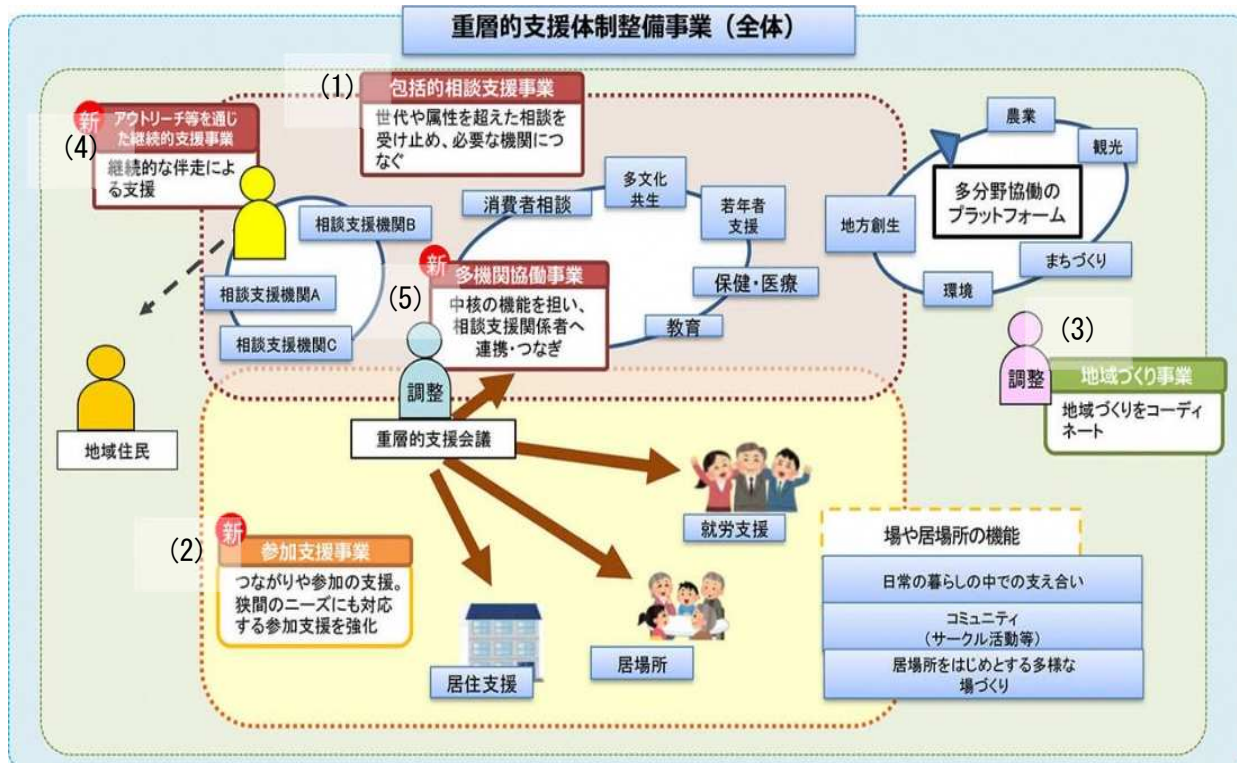


※施策①～⑤を新潟市地域福祉計画で規定

※分野別計画との整合性を図る必要あり

【重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）とは】

社会福祉法（以下「法」という。）第106条の4第2項において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。



出典：厚生労働省資料（一部改変）

事業	概要
(1) 包括的相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
(2) 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
(3) 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る住民同士の支え合う関係性の育成支援
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
(5) 多機関協働	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

II アンケート調査から見える現状

市内における地域生活課題を明らかにするとともに、複雑・複合化課題や制度の狭間の課題（以下「複雑・複合化課題等」という。）への取組状況、他機関等との連携状況、各団体の活動（地域資源）等を把握することを目的に、市内の支援機関や地域活動団体を対象に、重層的支援体制整備事業実施計画策定のためのアンケート調査を実施しました。

（調査結果：資料編参照）

対象		配布数	回収数	回収率
支援機関	国発出の重層事業と他分野施策との連携通知に基づき選定した支援機関	108	74	68.5%
地域活動団体	地域の茶の間、子ども食堂、NPO 法人（保健・医療又は福祉の増進）、老人クラブ、地域子育て支援センター、地域活動支援センター	370	150	40.5%

複雑・複合化課題等とは、一つの世帯において複数の課題が存在している状態や世帯全体が地域から孤立している状態をさします。

<事例>

- (1) ひきこもり状態にある
- (2) 地域とのつながりがない、地域とのトラブルがある
- (3) 精神疾患や知的障がい疑われる
- (4) 認知症が疑われる
- (5) 高齢の親とひきこもり状態にある中高年（40～50代など）の子が同居している
(8050 問題)
- (6) 親の介護と子育てなどを同時に抱えている（ダブルケア）
- (7) 大人が担うと想定される家事や家族の世話などを子が行っている（ヤングケアラー）
- (8) 支援や関わりを拒否している
- (9) 外国人市民でコミュニケーションがとれず孤立している
- (10) 経済面で支障が生じているが、生活保護等の公的な制度に該当しない
- (11) 生活課題があるが、該当する制度がない

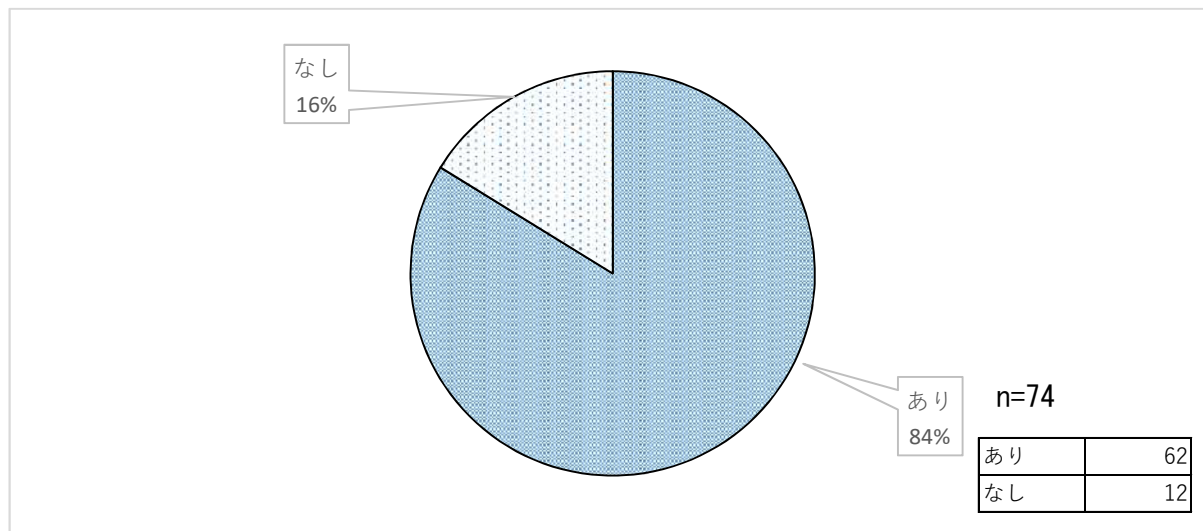
※集計表の数字等について

結果は百分率（％）で表示し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。

図表中の「n」は、質問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比（％）を算出するための基数です。

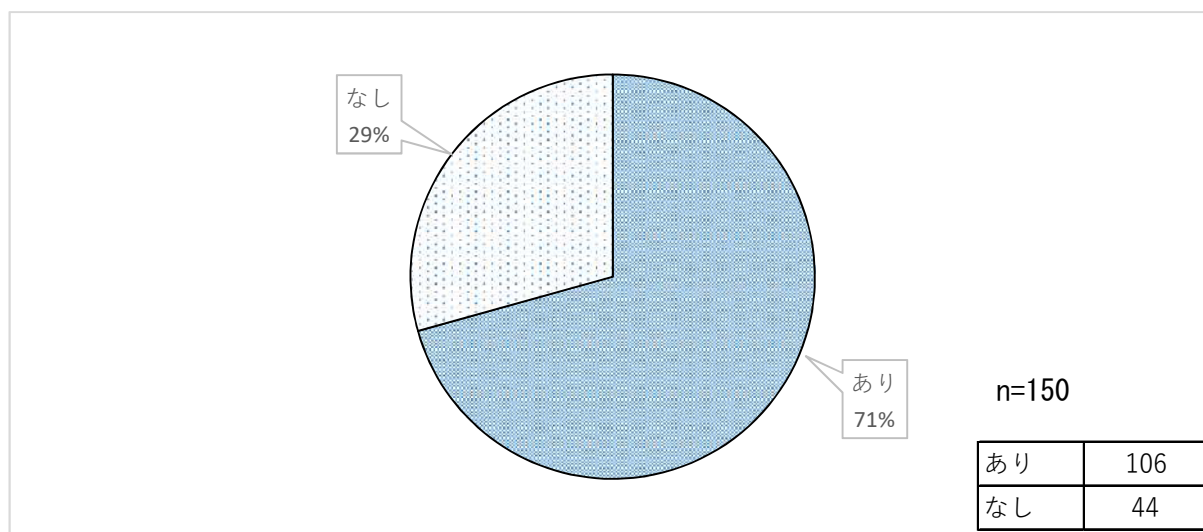
複雑・複合化課題等を抱えている人・世帯の事例への対応

○支援機関



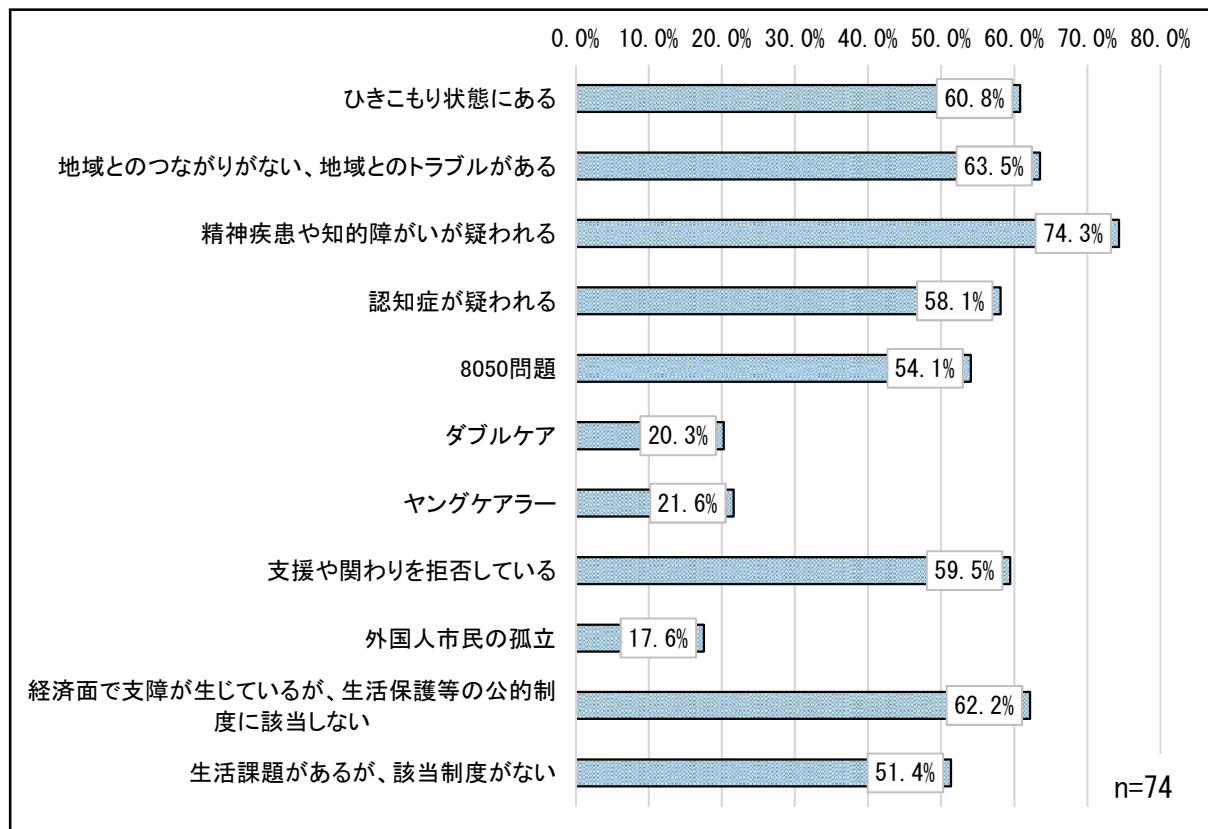
回答のあったうち、8割を超える支援機関が複雑・複合化課題等を抱える事例を対応しており、他の設問から、複雑・複合化課題等の支援にあたり、つなぎ先・連携先の関係機関・関係者は多岐に及ぶことが分かりました。

○地域活動団体



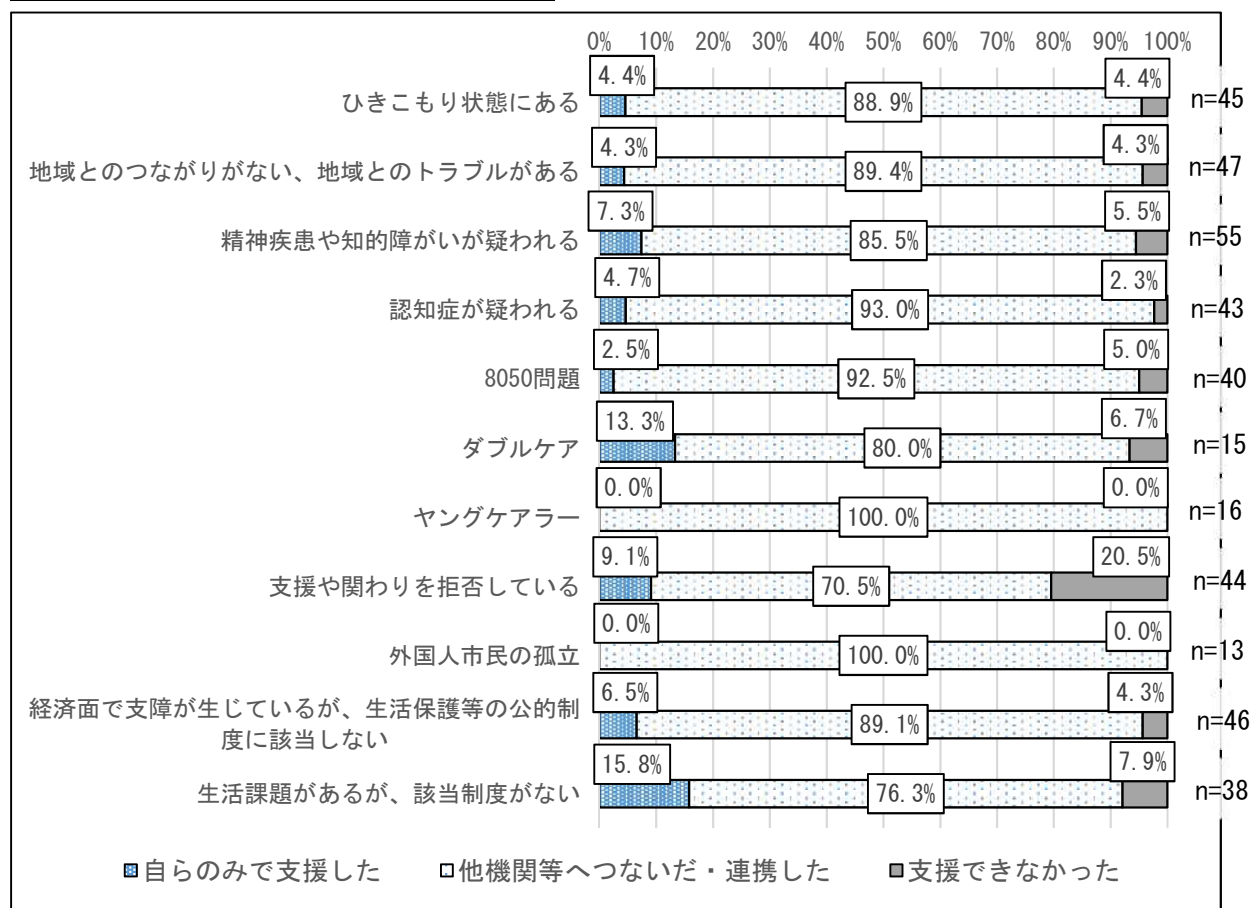
回答のあったうち、7割を超える地域活動団体がこれまでの活動の中で複雑・複合化課題等に対して他機関等へつないだ・連携した経験があると回答したことから、支援機関のみならず、地域活動団体を含む多様な主体との連携が引き続き求められます。

支援機関における各事例の把握状況



事例の把握状況に差はあるものの、複雑・複合化課題等はいずれも実在していることが分かりました。「精神疾患や知的障がい疑われる」「地域とのつながりがなく、地域とのトラブルがある」「ひきこもり状態にある」「経済面で支障が生じているが、公的制度に該当しない」「支援や関わりを拒否している」といった事例の割合が高いですが、割合が低い事例についても支援ニーズが潜在化している可能性があります。

支援機関における各事例への対応状況



支援機関における「支援できなかった」原因（複数選択可）

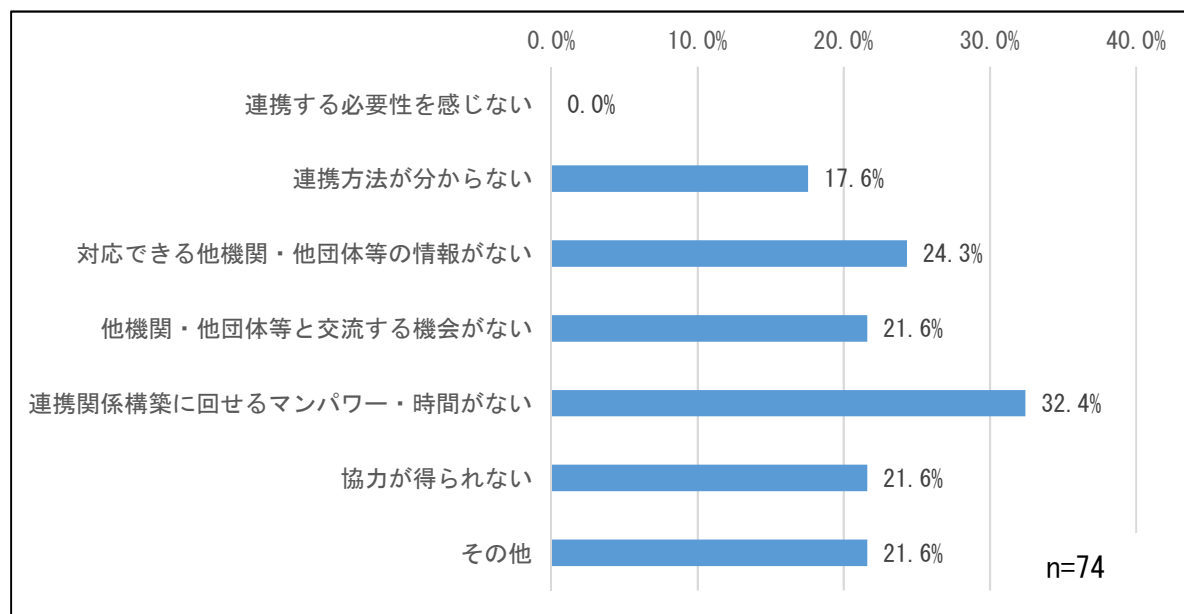
連携する必要性を感じなかった	2
連携方法が分からなかった	2
対応できる他機関・他団体等の情報がなかった	4
他機関・他団体等と交流する機会がなかった	1
連携関係構築に回せるマンパワー・時間がなかった	2
協力が得られなかった	12
その他	13

n=24

いずれの事例についても概ね「自らのみで支援」又は「他機関等へつないだ・連携した」となっている一方で「支援できなかった」事例、すなわち支援につながっていない人・世帯が一定数あることが分かりました。今後、「支援できなかった」部分を減少させる取り組みが必要です。

また、「支援できなかった」原因は、「協力が得られなかった」が上位を占めるほか、その他として「本人の希望がなかった」との記述が複数見られたことから、他機関等とのネットワーク強化や、本人の希望がない場合の理由や背景についても目を向けるなどアウトリーチの強化が必要であると考えられます。

支援機関における他機関等と連携する際に困っていること・困りそうなこと (複数選択可)



他機関等との連携において、連携の必要性はいずれの支援機関も感じている一方で、「連携関係構築に回せるマンパワー・時間がない」という回答が多くありました。その要因として、「対応できる他機関・他団体等の情報がない」「交流する機会がないこと」も関係していると考えられます。また、その他欄に「連携時の役割分担」「個人情報保護」の観点より、他機関等との連携の困難さがうかがえる記述が複数見られました。複雑・複合化課題等に対する支援を行ううえで、他機関等との連携は不可欠であることから、協力体制を整えていく必要があります。

Ⅲ 地域共生社会の実現のための施策

【施策⑤ 重層的支援体制整備事業の推進】

1 取り組み内容

新潟市では、本計画や分野別計画に基づき、各分野の専門人材による相談拠点や、多様な主体の行う地域資源を活かすとともに、社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」とする）を中心的役割としながら、これまで包括的支援体制の構築を図ってきました。

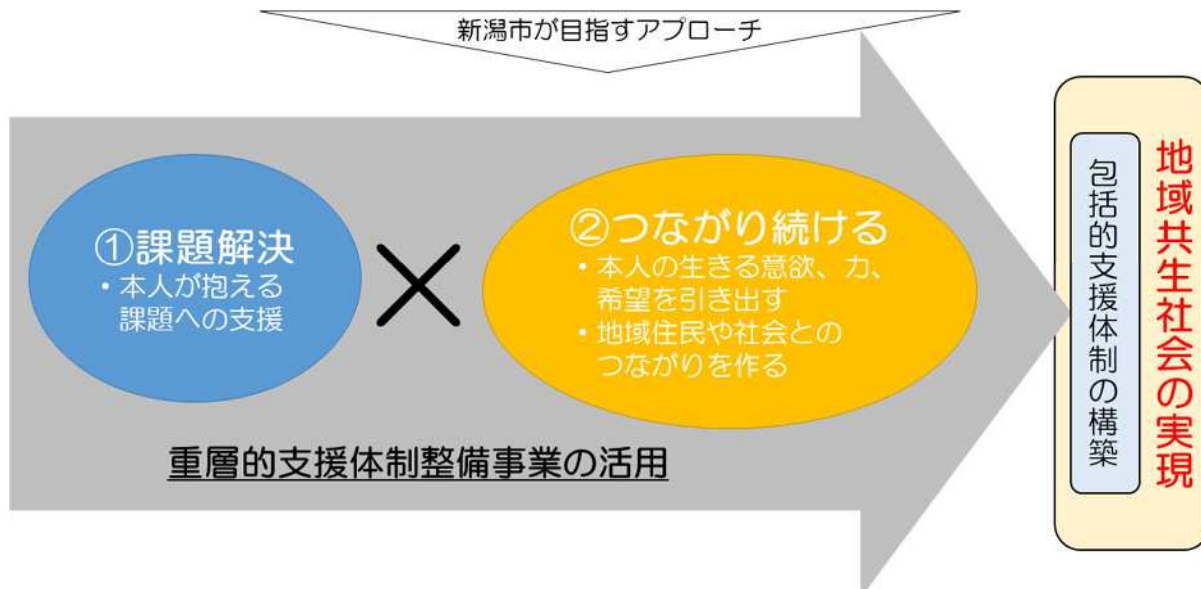
本計画において、包括的支援体制の構築にあたり、「本人や世帯を制度の枠組みだけで見るとはならず、声にならなかつたり、制度を超えた問題についても注意を払う必要がある。また、その支援においては、生きる意欲や力、希望を引き出しながら、地域住民とのつながりや関係づくりを含め、包括的、継続的に支えていくことが求められている。」としています。

支援機関等を対象に実施したアンケート調査においても、新潟市内に複雑・複合化課題等は実在しており、それらの課題を抱える本人や世帯のニーズに今後一層対応していくため、重層事業を活用し、各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人や世帯に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。

複雑・複合化課題等への支援について（R5アンケート調査より）

- 支援機関の対応割合・・・（84%）
（例：「8050問題」「障がい等が疑われる」「支援拒否」など）
⇒課題解決に時間を要する。支援者負担は増加。
他機関等との連携は必要だが、マンパワー・時間がない。
- 関係機関との連携状況
「自らのみ」又は「他機関等と連携して」対応していることがほとんどであるが、「協力が得られない」「本人の支援希望がない」ことで支援できなかったこともある。
- 当事者ニーズ
「どこに相談したらよいか分からない」「支援が必要であることを認めたくない」「社会との関わりの希薄化が不安（ひきこもり世帯）」など

新潟市が目指すアプローチ



重層事業は、これまでの取り組みの成果と専門性や強みを活かしながら取り組むとともに、各分野で従来から進めてきた支援を横断的かつ一体的に実施することで、地域共生社会の実現・包括的支援体制の構築を目指すものです。新潟市では、分野ごとの庁内関係課や社会福祉協議会をはじめとした関係機関等の各分野の既存の相談拠点や地域資源を活かしながら、社会福祉協議会に配置しているCSWを中心に、重層事業を実施します。

～新潟市における重層的支援体制整備事業の全体の枠組み～

法第106条の4第2項	国事業区分	主な市該当事業等
第1号 包括的相談支援事業	イ 【介 護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
	ロ 【障がい】 障害者相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター
	ハ 【子ども】 利用者支援事業	保育コンシェルジュ配置
		妊娠・子育てほっとステーション
ニ 【困 窮】 自立相談支援事業	パーソナル・サポート・センター	
	各区生活支援相談員配置	
第2号 参加支援事業	【新 規】	【新 規】
第3号 地域づくり事業	イ 【介 護】 地域介護予防活動支援事業	地域の茶の間
	ロ 【介 護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置
	ハ 【障がい】 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ～Ⅲ型
	ニ 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター
		児童館・児童センター
- 【困 窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	ボランティア・市民活動センター	
第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【新 規】	【新 規】
第5号 多機関協働事業 (第6号 支援プラン策定)	【新 規】	【新 規】

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

各分野の相談機関において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な支援関係機関との連携、つなぎを行います。また、複雑・複合化課題等を抱える事例については、後述する「(5) 多機関協働事業」へつなぎます。

取組内容

(令和5年9月1日時点)

分野	支援機関名・支援者等	運営形態	数	分野別計画	担当課
介護	地域包括支援センター	委託	30 箇所	新潟市地域包括ケア計画	地域包括ケア推進課
障がい	障がい者基幹相談支援センター	委託	4 箇所	新潟市障がい者計画	障がい福祉課
子ども	保育コンシェルジュ	市直営	8 箇所	新潟市子ども・子育て支援事業計画	保育課
	妊娠・子育てほっとステーション	市直営	8 箇所		こども家庭課 こども政策課
生活困窮	パーソナル・サポート・センター	委託	1 箇所	本計画施策② (P. 43～47)	福祉総務課
	生活支援相談員	市直営	11名		

また、市内の地域福祉コーディネーターが、普段の活動を通じ、自ら解決することができない問題を発見した場合に、他の福祉専門職やCSWへつなぎ、問題の解決に導きます。(関連：本計画P. 40)

(2) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のために、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。丁寧な相談やアセスメントを行うなかで、本人やその世帯のニーズに応じた支援プランを作成し、新たに作る社会資源や、既存の場や参加の機会等とのマッチングを行います。また、マッチング後は、本人やその世帯への定着支援と受け入れ先へのフォローを行います。

取組内容

支援者（機関）名	主な役割	運営形態	担当課
CSW (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と支援メニューのマッチング（コーディネーター） ・支援プランの作成 ・本人や世帯への定着支援と受け入れ先のフォロー 	委託	福祉総務課

< マッチング先（例） >

- ・ひきこもりや不登校の居場所
- ・地域の茶の間や子ども食堂
- ・ボランティアサロンでの活動
- ・当事者の親や家族の居場所
- ・e スポーツ大会
- ・障がい者施設での就労体験

(3) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

各分野の事業や活動拠点を活かしつつ、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

取組内容

(令和 5 年 9 月 1 日時点)

分野	事業・拠点名	運営形態	数	分野別計画	担当課
介護	地域の茶の間	市直営補助	週 1 回以上 (86 箇所) モデルハウス (7 区)	新潟市地域包括ケア計画	地域包括ケア推進課
	生活支援 コーディネーター 配置	委託	第 1 層 (8 区) 第 2 層 (39 箇所)		
障がい	地域活動 支援センター	市直営補助	29 箇所	新潟市障がい者計画	障がい福祉課

子ども	地域子育て支援センター	市直営 指定管理 委託	48 箇所	新潟市子ども・子育て支援事業計画	保育課 東・中央・秋葉区健康福祉課
	児童館 児童センター	市直営 委託	12 箇所		こども政策課
生活 困窮	ボランティア・市民活動センター	補助	8 箇所	本計画 施策①-6 (P. 41)	福祉総務課

上記のほか、多様な主体が行う様々な地域資源（コミュニティ、居場所等）があります。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

必要な支援が届いていない方やその世帯に対して、潜在化しているニーズを早期に発見し、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけを行います。

取組内容

支援者（機関）名	主な役割	運営形態	担当課
C S W (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 各種会議や地域活動拠点等における、潜在的ニーズの把握 家庭訪問や同行支援 支援プランの作成 	委託	福祉総務課

(5) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5・6 号）

直接的に複雑・複合化した支援ニーズを有する事例の相談対応や支援を行うほか、「(1) 包括的相談支援事業」で受け止めた事例のうち、複数分野にまたがる、かつ、支援関係機関による連携のみでは対応が難しくつながれた、複雑・複合化課題等を抱える事例に対し、様々な課題を解きほぐし、役割分担等の調整や支援の方向性を定めたプランを作成し、関係機関等が連携しながら支援を行います。

取組内容

支援者（機関）名	主な役割	運営形態	担当課
C S W (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 複雑・複合化課題等の解きほぐし 支援関係機関の役割分担 支援プランの作成 地域資源の把握及び仕組みづくり 	委託	福祉総務課

「(2) 参加支援事業」及び「(4) アウトリーチ等を通じた継続的事業」、「(5) 多機関協働事業」について、CSWを中心に一体的に行うことで、支援を実施するなかで構築された本人との信頼関係を活かし、関係機関等と連携しながら、課題解決や社会参加への支援を行います。

また、支援にあたり、重層的支援会議を開催し、関係機関の役割分担、支援の方向性の共有を図ります。本人同意が得られていない場合で、関係機関等の中で、情報共有が必要な事案については、法第106条の6の規定により、会議の構成員に対する守秘義務を設け、情報共有や必要な支援体制の検討ができる、支援会議を開催します。

会議体	内容
重層的支援会議	支援プランの適切性の協議や終結時等の評価、社会資源の把握と開発に向けた検討を行う
支援会議	本人同意が得られなかった場合の、個々の事案の情報共有や、必要な支援体制の検討を行う

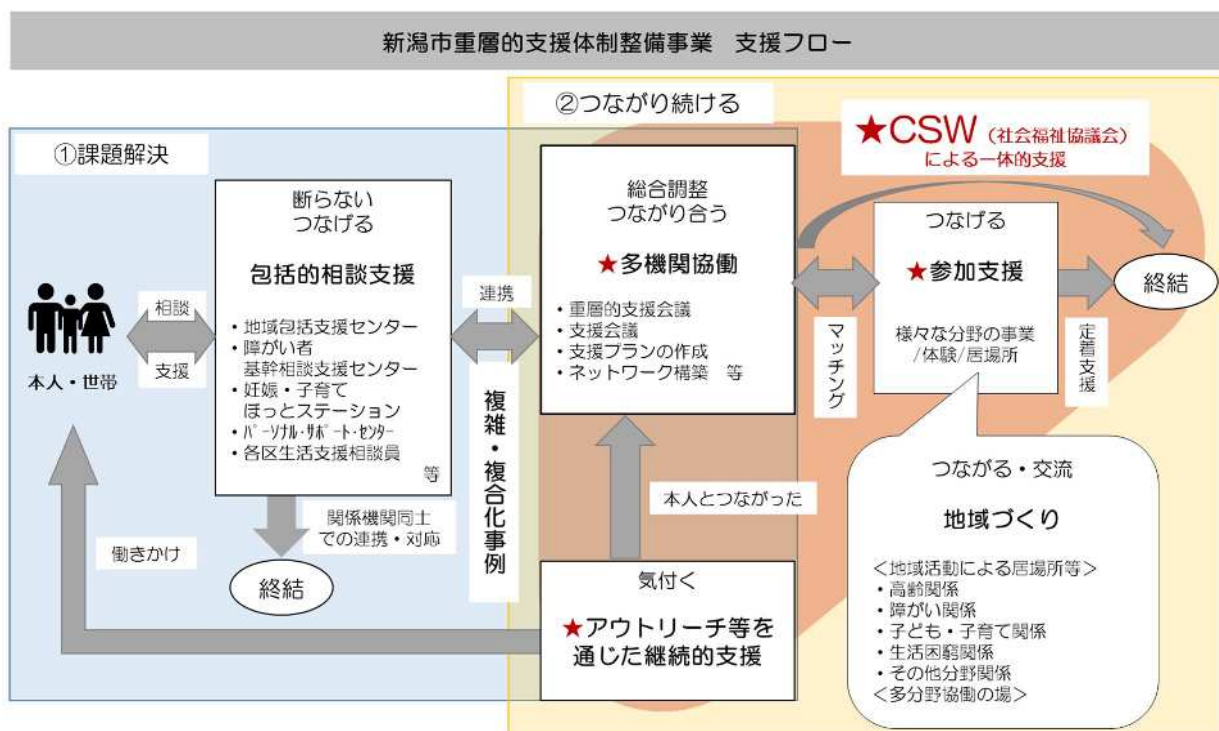
2 その他

(1) 庁内外連携体制の構築

国発出の重層事業と各施策との連携通知に基づく関係課を中心に、庁内連携会議を行い、分野横断的な連携や意識の醸成を図ります。また、関係機関との連携事例等を共有し、分野を超えたネットワークや顔の見える関係を構築する機会を設けるほか、重層事業の周知・啓発を行います。

(2) 支援フロー

支援フローのイメージ図を示します。



3 目標

重層事業の推進のため、新規事業（参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業）にかかる関係指標を定めます。

指標	令和4年度 (2022年度) ※重層事業移行準備事業開始	令和8年度 (2026年度)
参加支援件数	-	48件
本人との関係づくりのための訪問等件数	362件	275件(※)
支援プラン作成件数(累計)【再掲】	109件	205件
コミュニティソーシャルワーカーによる 終結件数(累計)【再掲】	41件	73件

※ 令和3年度：208件、令和4年度：362件、令和5年度（見込）：256件の平均値

資料編

I 策定経過

1 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

年月日		主な内容
令和4年 12月21日	R4年度 第1回	・第3期新潟市地域福祉計画の概要について ・第3期新潟市地域福祉計画の令和3年度の進捗状況について
令和5年 9月6日	R5年度 第1回	・第3期新潟市地域福祉計画の令和4年度の進捗状況について ・第3期新潟市地域福祉計画の中間評価について
令和5年 11月27日	R5年度 第2回	・第3期新潟市地域福祉計画の中間評価と見直しについて（素案）
令和6年 3月	R5年度 第3回	・第3期新潟市地域福祉計画の中間評価と見直しについて（最終案） ※書面開催

II 策定委員名簿（順不同・敬称略）

所属・役職名	氏名	備考
一般社団法人新潟県労働者福祉協議会 新潟市パーソナルサポートセンター センター長	蛭原 勝	
一般社団法人新潟市老人クラブ連合会 副会長	土田 正榮	
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 副会長	本村 美八留	副委員長
新潟ボランティア連絡会（会計）	石橋 富美世	
新潟医療福祉大学社会福祉学部 教授	丸田 秋男	委員長
新潟県司法書士会（公社）成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部 支部長	帯瀬 利明	
新潟県社会福祉士会 生涯研修担当理事	稲田 泰紀	
新潟県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 副委員長	大沢 理尋	
新潟県立大学人間生活学部 教授	村山 伸子	
新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉 管理者	小林 泰訓	R4 第1回
	桑野 昌道	R5 第1回以降
新潟市地域包括支援センターしろね南 センター長	竹石 こずえ	
新潟市保護司会連絡協議会 副会長	八木 由美子	
新潟市民生委員児童委員協議会連合会 地域福祉部会長	平井 久次	
新潟青陵大学福祉心理学部 教授	藤瀬 竜子	
新潟地方検察庁 統括捜査官	吉田 かおり	R4 第1回
	岩上 悦也	R5 第1回以降
新潟保護観察所 所長	角田 亮	R4 第1回
	鍋島 博之	R5 第1回以降
特定非営利活動法人新潟 NPO 協会 代表理事	堀田 伸吾	

Ⅲ アンケート調査結果

1 アンケート名

複雑・複合化課題や制度の狭間の課題への支援に関するアンケート調査票

2 調査概要

項目	内容
調査期間	令和5年9月25日～10月13日 ※（10月25日到着分まで集計に反映）
調査対象	①支援機関 国発出の重層事業と他分野施策との連携通知に基づき選定
	②地域活動団体 地域の茶の間（週1回以上）、NPO法人（保健・医療又は福祉の増進）、子ども食堂、老人クラブ、地域子育て支援センター、地域活動支援センター
調査方法	配布：郵送又はメール 回収：郵送及びWeb

3 配布・回収状況

区分	配布数	回収数	回収率
支援機関	108	74	68.5%
地域活動団体	370	150	40.5%

4 集計表の数字等について

結果は百分率（%）で表示しています。

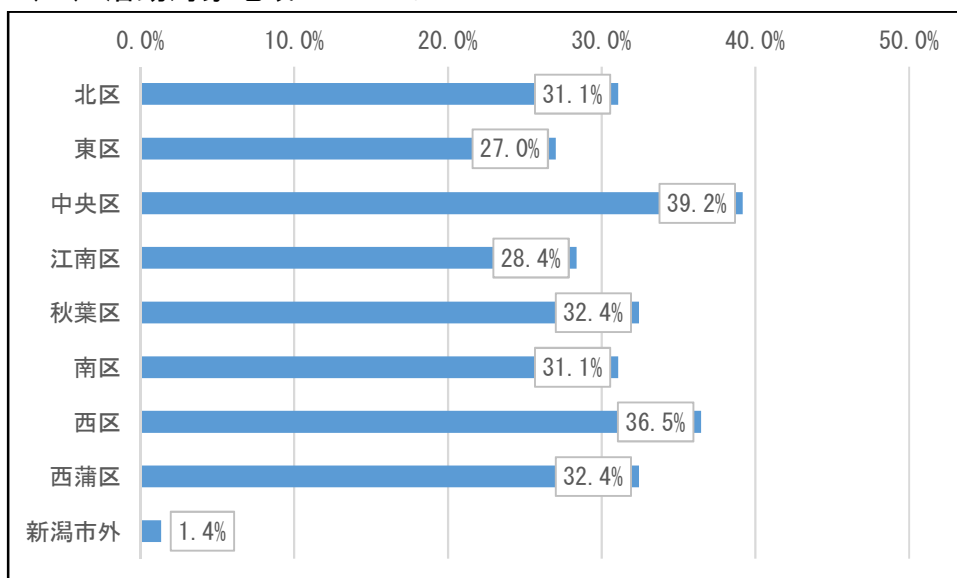
図表中の「n」は、質問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比（%）を算出するための基数です。

5 調査結果（支援機関）

（1）団体区分について

分野	回答数	分野	回答数
ひきこもり支援	1	障害保健福祉施策	5
自殺対策	1	子ども・子育て支援施策	6
児童福祉制度	3	生活困窮者自立支援制度	1
DV被害者支援施策等	2	生活保護制度	7
保護観察所等	5	成年後見制度利用促進に係る取組	1
地域生活定着促進事業	2	社会福祉協議会	8
教育施策	1	民生委員・児童委員等	11
子供・若者育成支援施策	1	地域若者サポートステーション事業	1
高齢者向け施策	17	消費者安全確保協議会	1
		合計	74

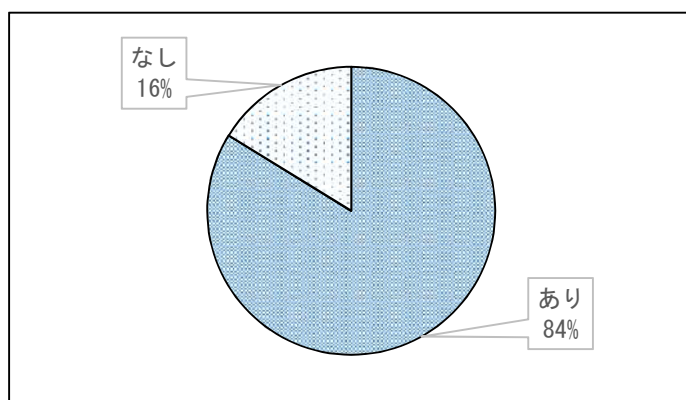
（2）活動対象地域について



n（回答数）=74

（3）複雑・複合課題や制度の狭間の課題の把握状況について

問 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に対応したケースにおいて、上記のような事例を抱えた人・世帯はありましたか。



n=74

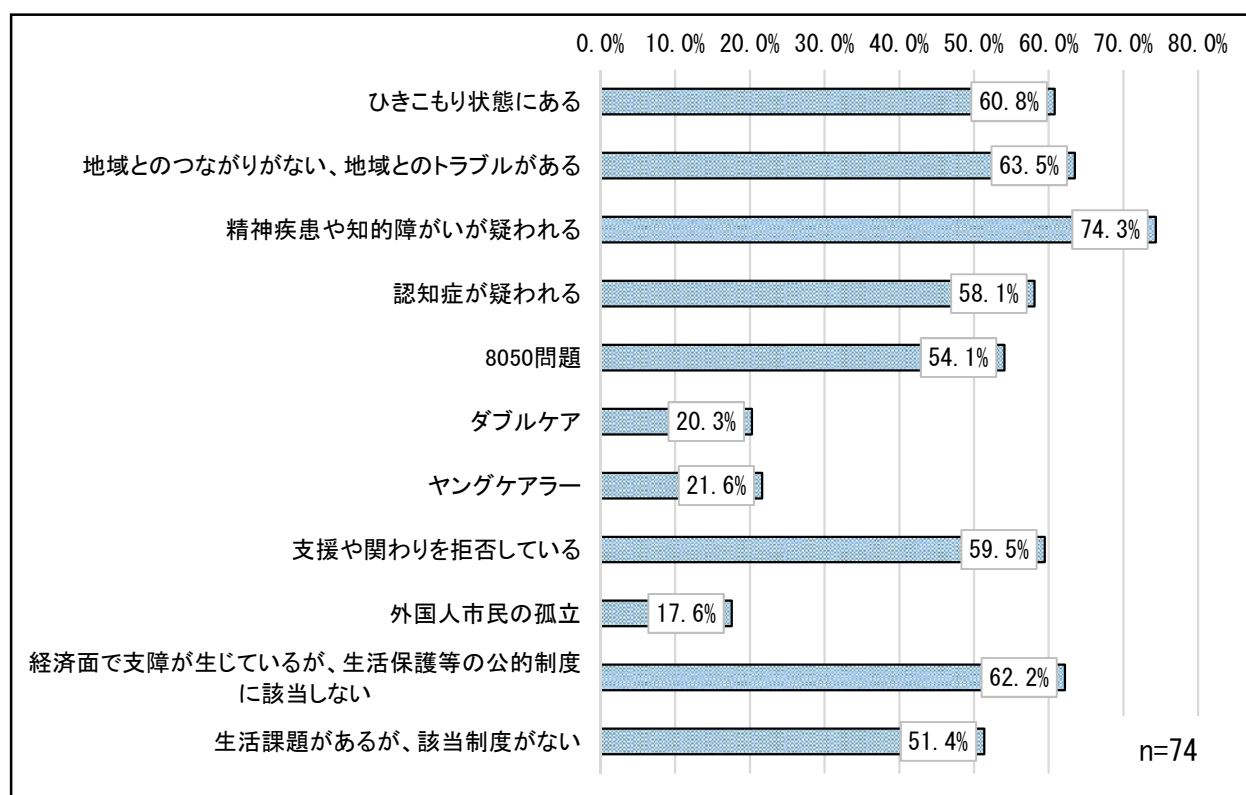
あり	62
なし	12

8割を超える支援機関が複雑・複合化課題等を抱えるケースに対応していた。

(4) 事例ごとの把握状況等

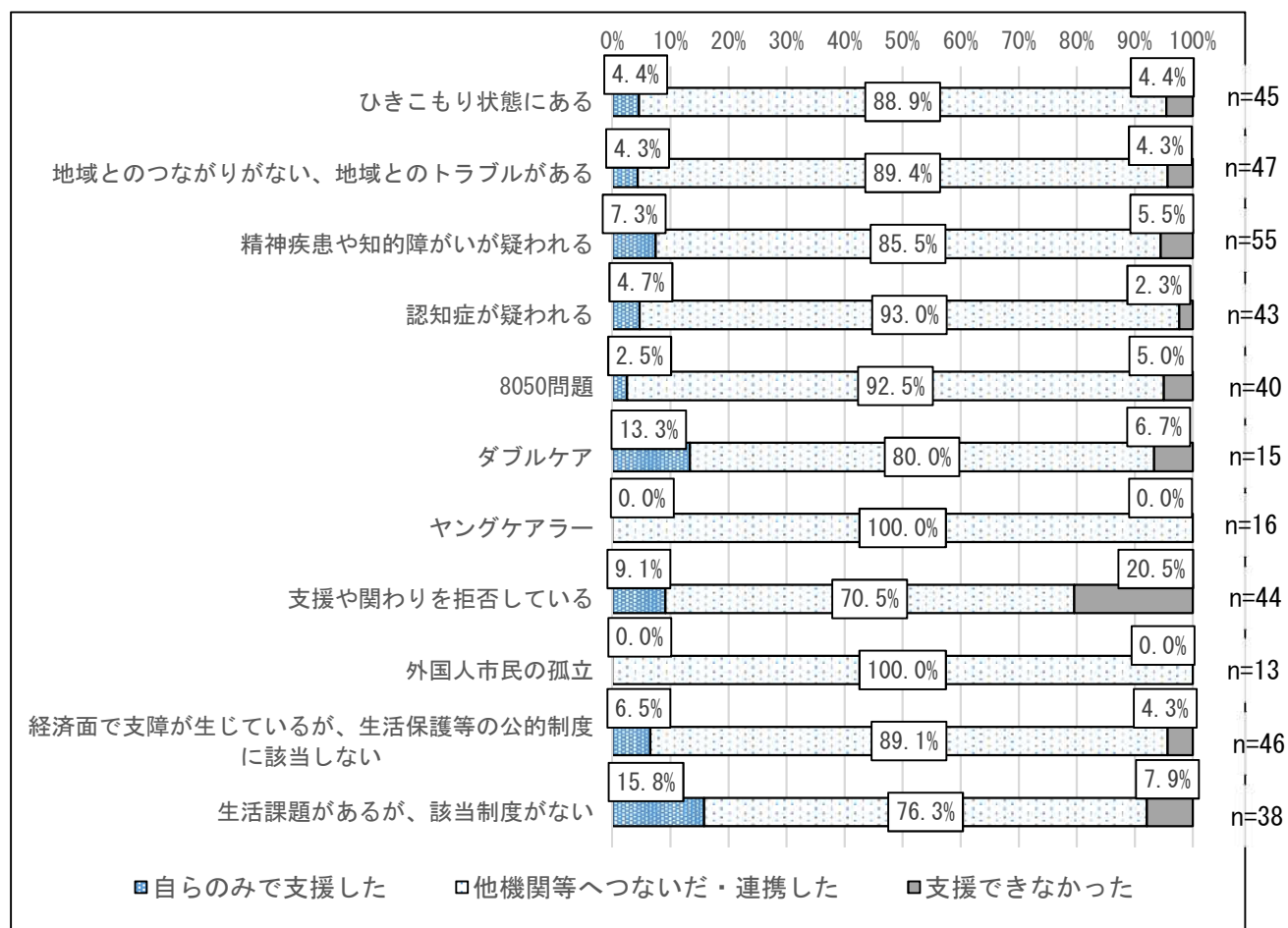
ア 把握状況について

問 事例ごとの把握状況および対応状況について教えてください。



事例の把握状況に差はあるものの、複雑・複合化課題等はいずれも実在していることが分かる。一見割合が少ない事例についても支援ニーズが潜在化している可能性がある。

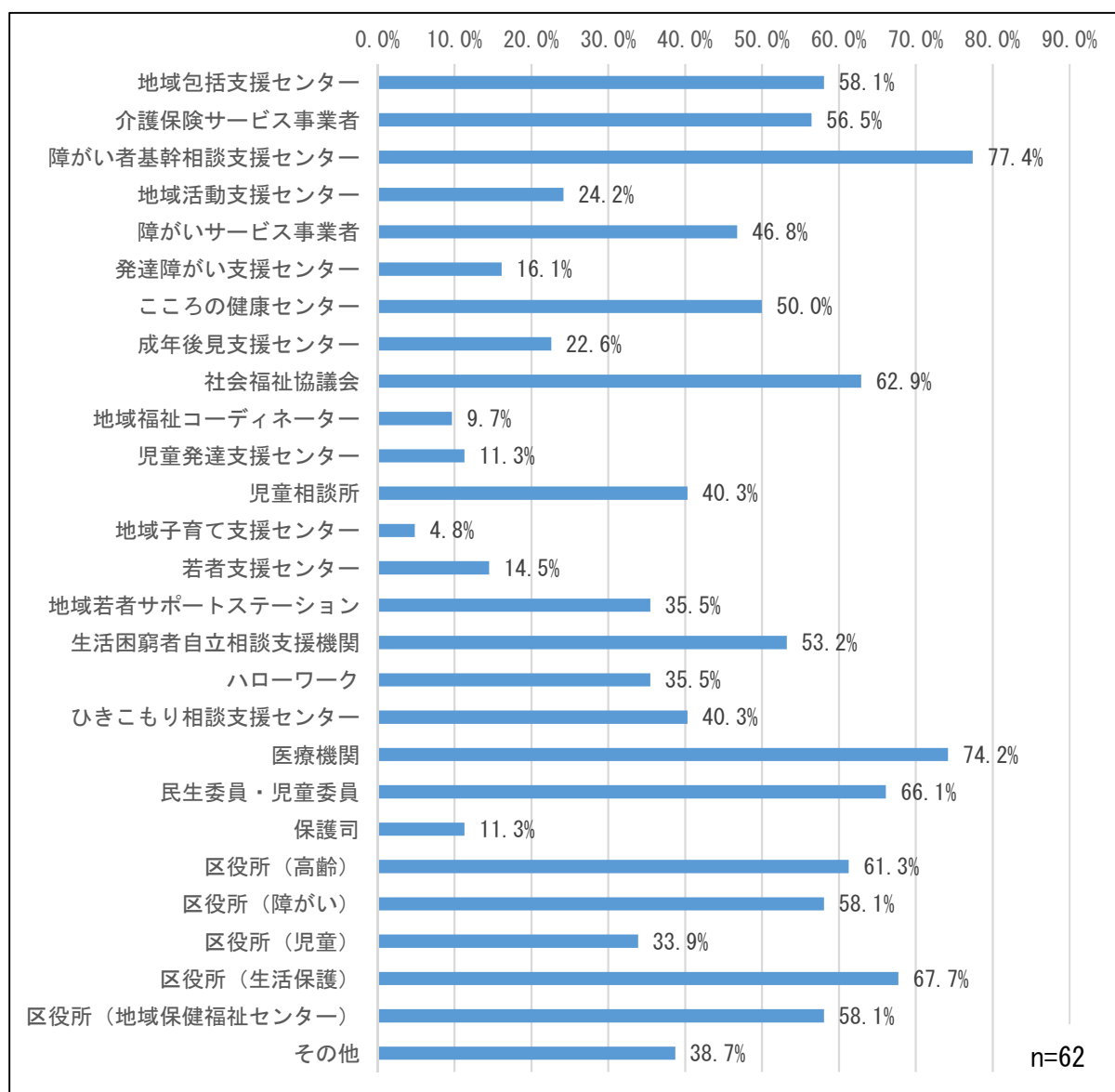
イ 対応状況について



いずれの事例についても概ね「自らのみで支援」又は「他機関等へつないだ・連携した」となっている一方で「支援できなかった」事例も一定数あったことが分かる。今後、「支援できなかった」部分を減少させるための取り組みが必要である。

ウ つないだ・連携した対象機関等について

問 問（４）イで、「他機関等へつないだ・連携した」対象機関・団体等をすべて選んでください。



複雑・複合化課題等の支援にあたり、つなぎ・連携先の関係機関・関係者は多岐に及ぶことが分かる。

エ 支援できなかった原因

問 問（４）イで、「支援できなかった」原因をすべて選んでください。

連携する必要性を感じなかった	2
連携方法が分からなかった	2
対応できる他機関・他団体等の情報がなかった	4
他機関・他団体等と交流する機会がなかった	1
連携関係構築に回せるマンパワー・時間がなかった	2
協力が得られなかった	12
その他	13

n=24

「協力が得られなかった」を選択した機関が多かった。また、その他欄に「本人の希望がなかった」との記述が複数見られた。ネットワークやアウトリーチの強化が必要である。

（５）対象世帯からのニーズについて

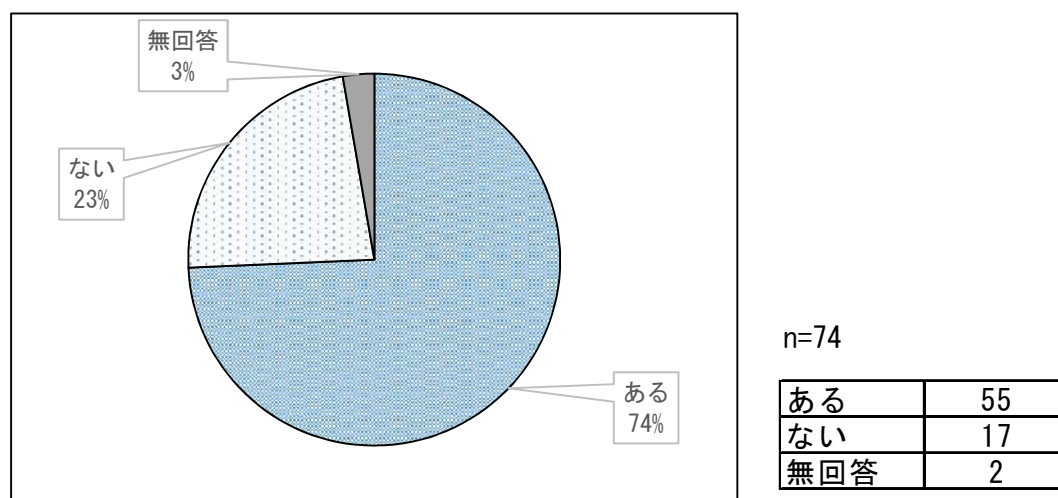
問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を抱えている人・世帯から直接聞こえてきた、支援ニーズを教えてください。

（主なもの）

- ・相談先や相談していい内容なのかが分からない。
- ・支援制度・サービスの条件に該当しない。（金銭面・開催日程面）
- ・障がいや認知症の受容ができない
- ・各種制度の情報が欲しい
- ・相談や支援を受けるにも交通手段に困っている。
- ・ひきこもりの方がいる世帯からの焦る声

(6) 複雑・複合化課題の検討の場等について

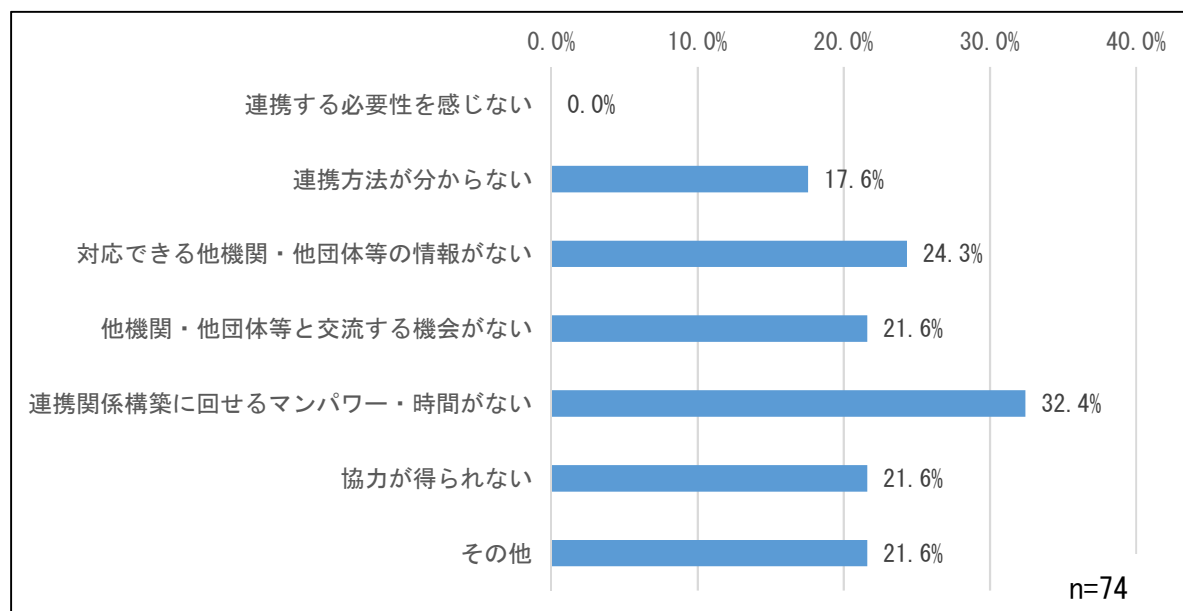
問 複雑・複合化課題など個別のケースに対して、複数の団体が集まり、解決策の検討・協議する場はありますか。



7割を超える支援機関が複数団体に検討・協議する会議体の開催経験又は参加経験がある。

(7) 他機関と連携するときに困っている（困りそうな）こと

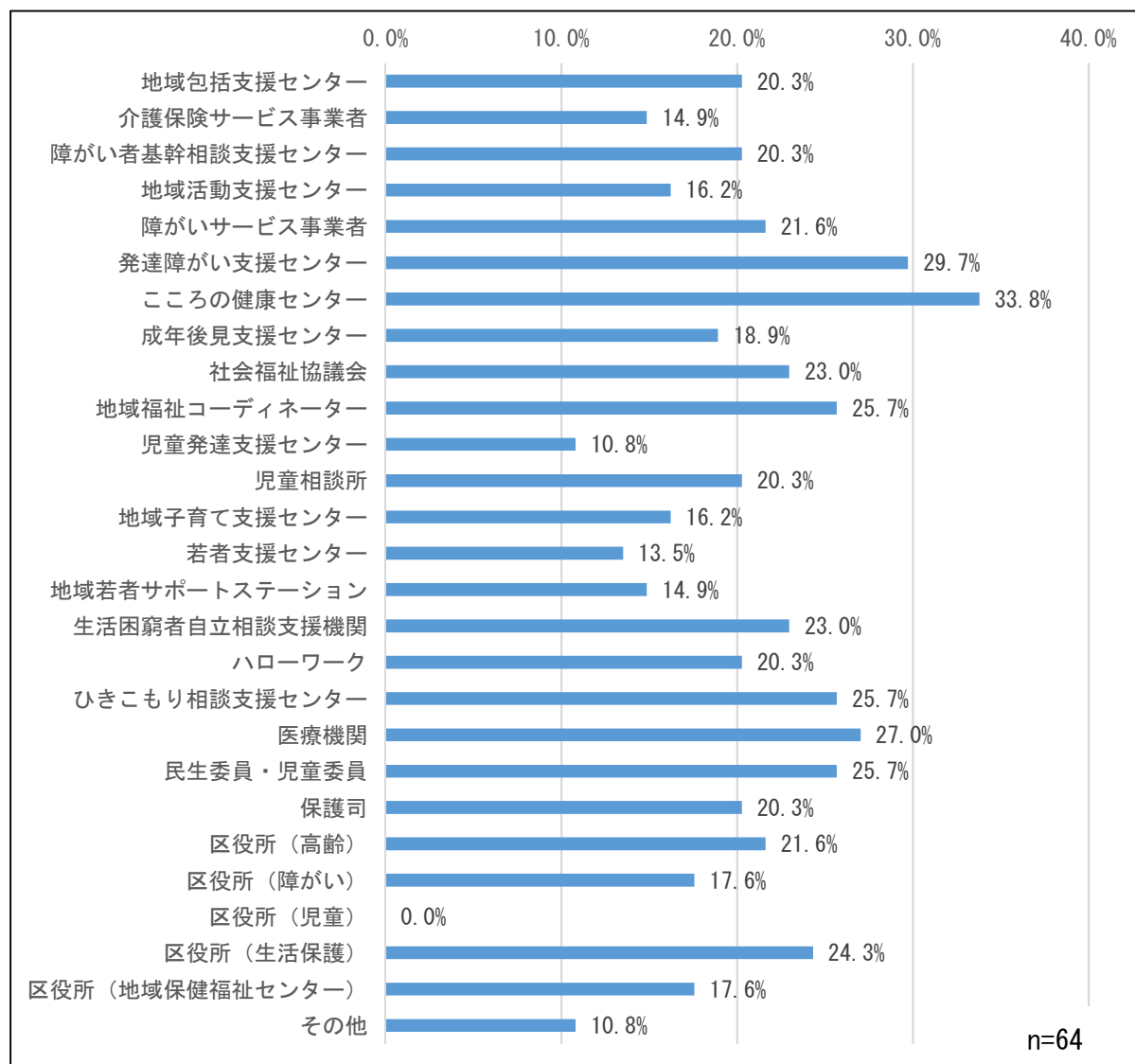
問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を抱えている人・世帯の支援を進めるうえで他機関等と連携する際に困っていること（困りそうなこと）をすべて選んでください。



回答から、連携の必要性はいずれの支援機関も感じている。複雑・複合化課題等が増加していることも起因し、「連携関係構築に回せるマンパワー・時間がない」の回答が多かった。また、その他欄に「連携時の役割分担」「個人情報保護」の観点より、他機関等との連携の困難さがうかがえる記述が複数見られた。

(8) 現時点では連携が難しいが、今後連携をしていきたい機関等

問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を抱えている人・世帯の支援を進めるうえで、現時点で関係づくりや連携が難しいが、今後交流や連携をしていきたい機関・団体等をすべて選んでください。



複雑・複合化課題等の支援にあたり、更なる交流・連携を望む関係機関・関係者は多岐に及ぶことが分かる。割合が低いところは、現時点ですでに連携ができているためによるものもありうる。

(9) 課題を解決する支援・仕組み等について

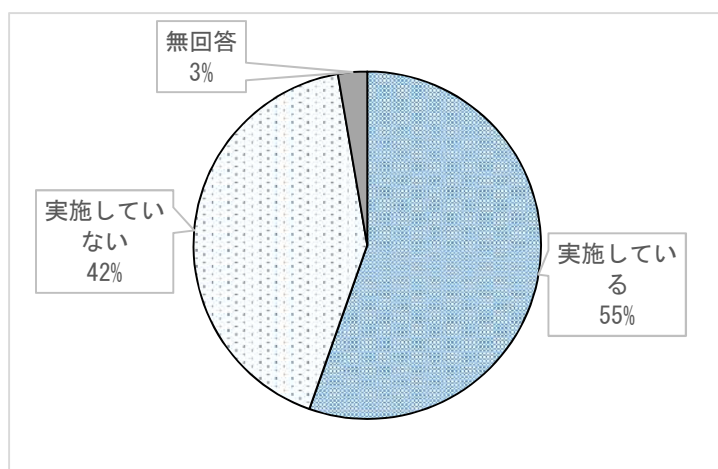
問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を解決するうえで、どのような支援や仕組みがあるとよいと思いますか。

(主なもの)

- ・ 情報共有や意見交換の場
- ・ 事例集、相談先一覧の作成

(10) アウトリーチ支援の実施について

問 相談等で把握したひきこもり状態や支援や関わりを拒否しているケースに対し、家庭訪問などのアウトリーチによる支援を実施していますか。



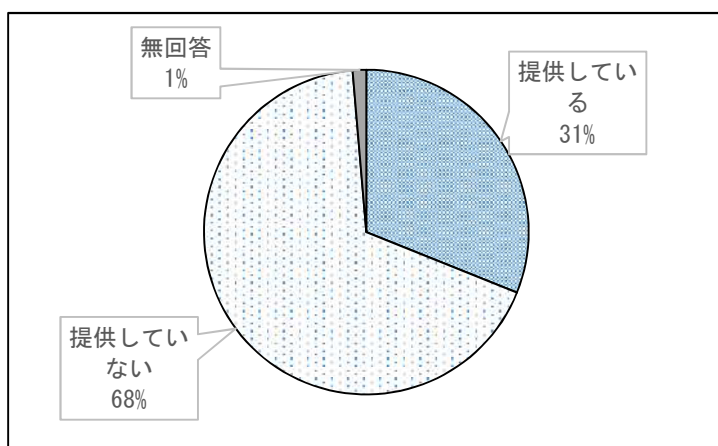
n=74

実施している	41
実施していない	31
無回答	2

アウトリーチについては、6割弱の団体で実施している。

(11) 地域資源の提供について

問 貴機関・貴団体の取り組みにおいて、複雑・複合化課題を抱えている人や世帯、ひきこもりや生きづらさを抱える人や世帯が社会とつながることのできる居場所や就労・ボランティアの場などの地域資源を提供していますか。



n=74

提供している	23
提供していない	50
無回答	1

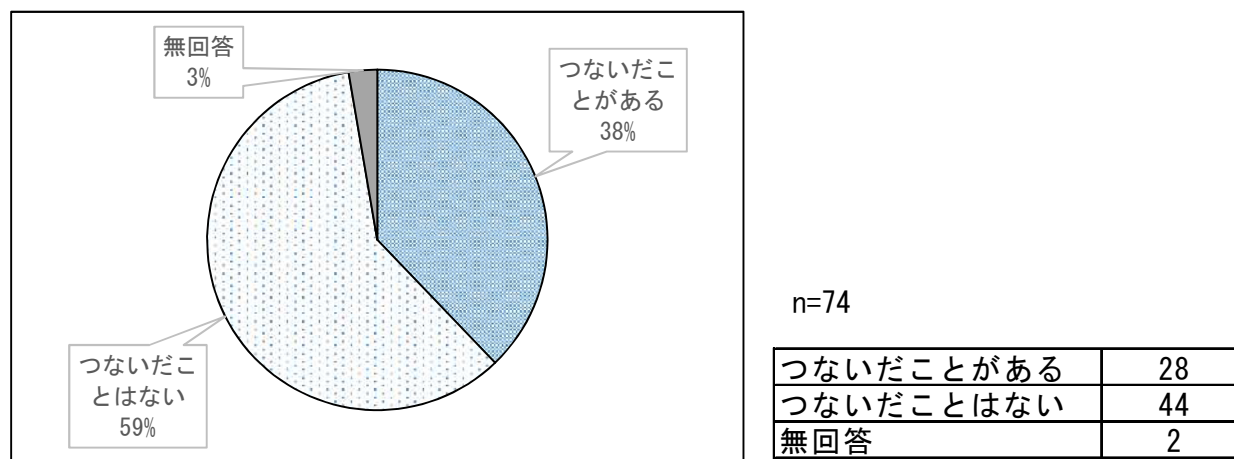
地域資源の提供については、約3割の団体で提供している。

(主な提供内容)

- ・ボランティア活動の情報提供
- ・居場所の提供（地域の茶の間、ひきこもり本人や家族向け）

(12) 地域資源へつないだ経験について

問 他機関等が行う複雑・複合化課題を抱えている人や世帯、ひきこもりや生きづらさを抱える人や世帯が社会とつながることのできる居場所や就労・ボランティアの場などの地域資源に実際につないだことがありますか。



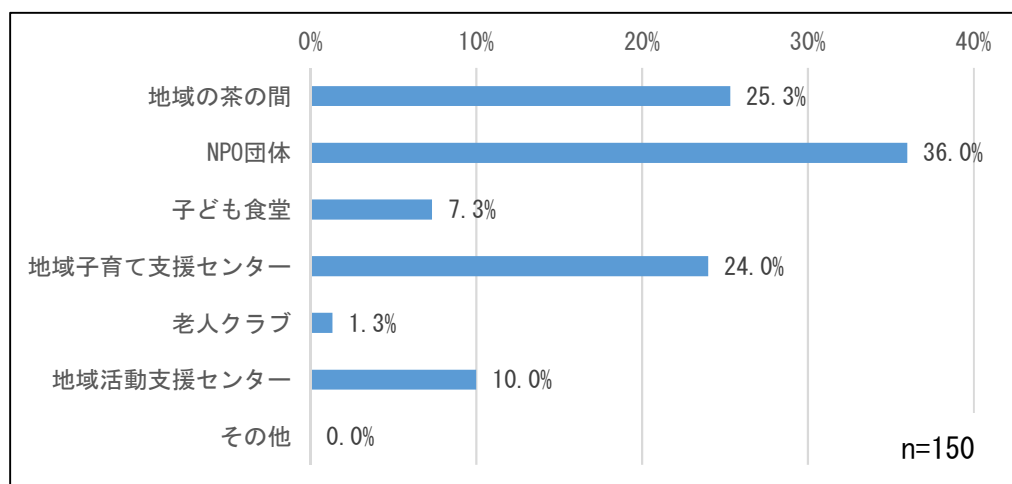
地域資源に実際につないだことがあるのは、約4割の団体である。

(主なつなぎ先)

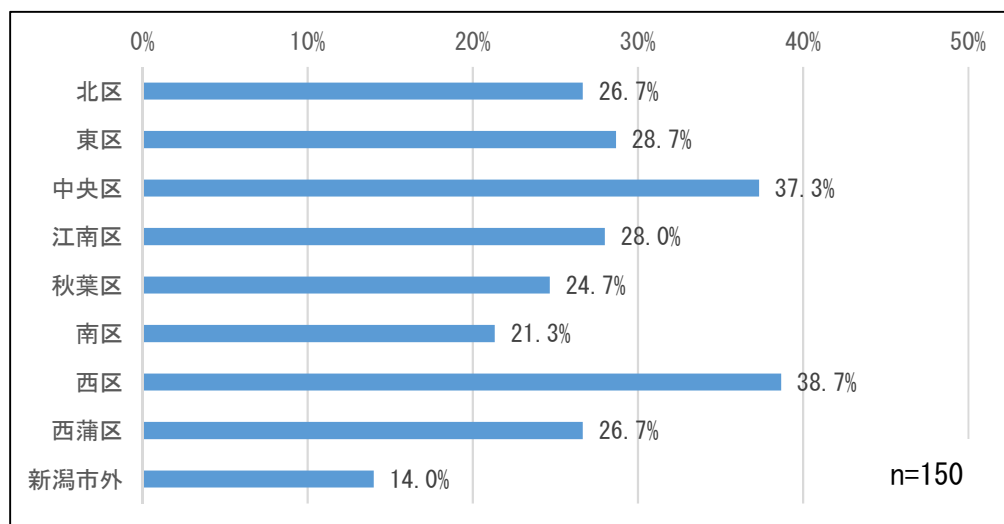
- ・地域のボランティア活動（農作業等）
- ・居場所（地域の茶の間、こども食堂）
- ・就労準備支援事業

6 調査結果（地域活動団体）

（1）団体区分について



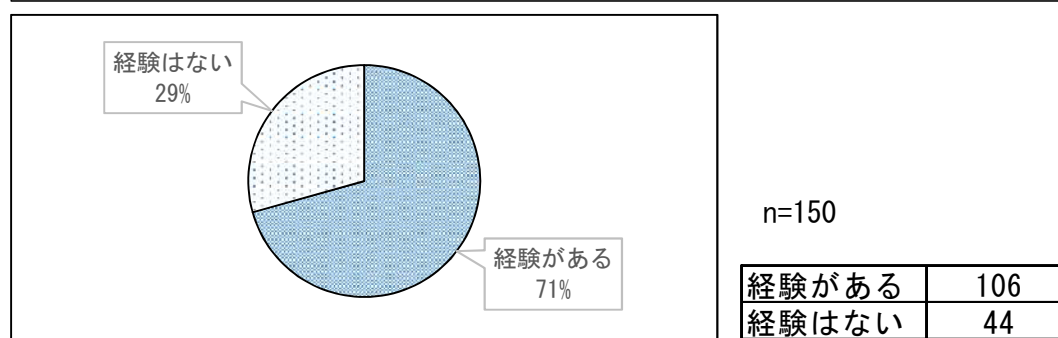
（2）活動対象地域について



（3）複雑・複合課題や制度の狭間の課題の把握状況について

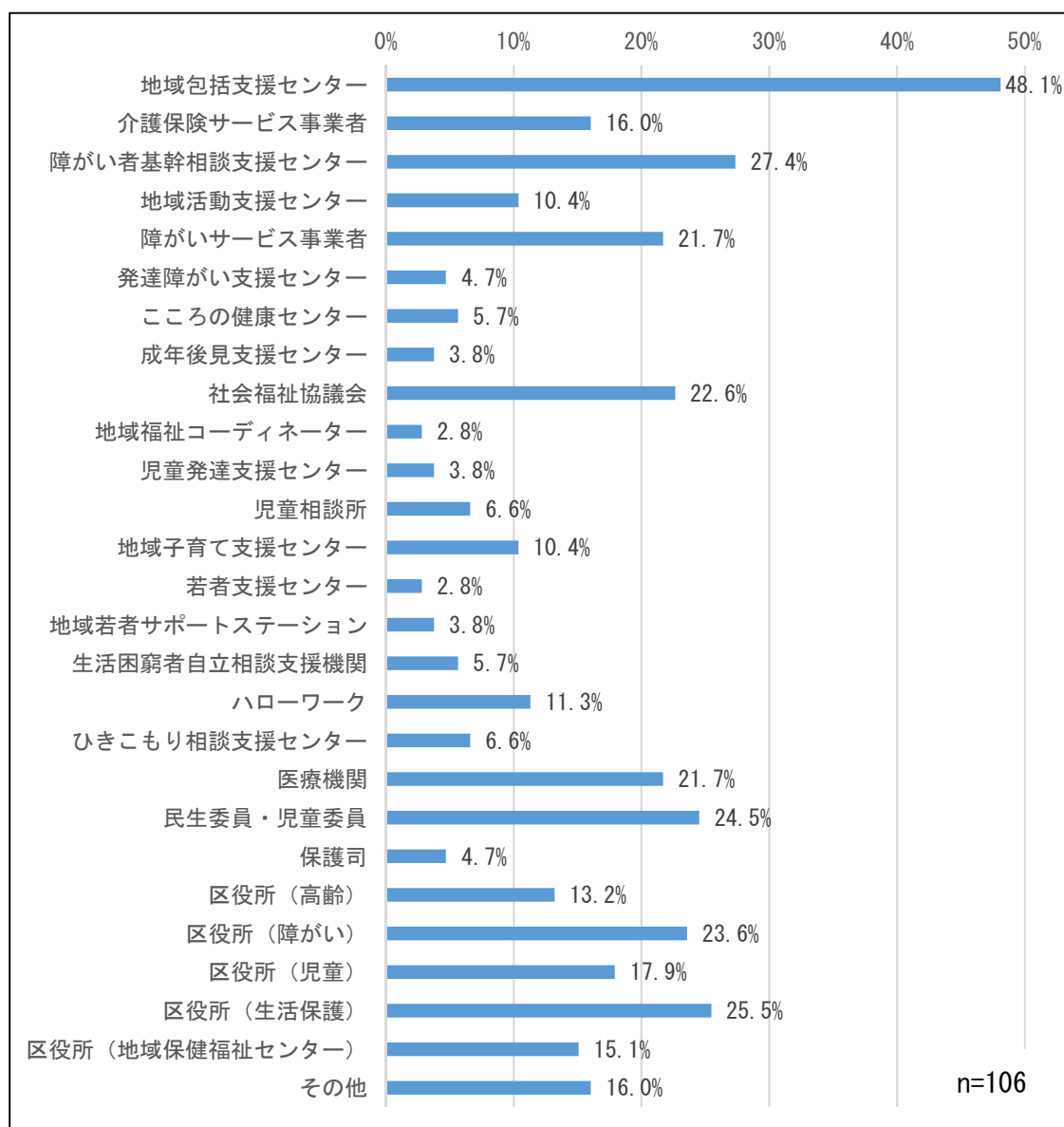
ア 他機関等へつないだ・連携した経験

問 上記のような事例を抱えた人・世帯を、他機関等へつないだ・連携した経験がありますか。



7割を超える地域活動団体が複雑・複合化課題等について他機関等へつないだ・連携したことがあることが分かる。

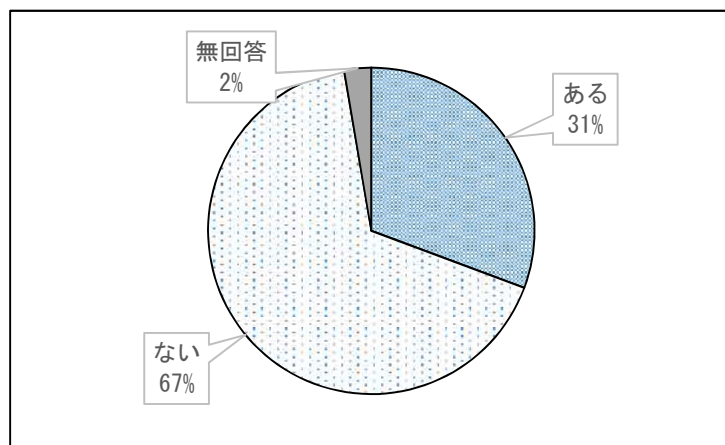
イ 経験があるうち、つないだ・連携したことがある対象機関団体等



複雑・複合化課題等の支援にあたり、つなぎ・連携先の関係機関・関係者は多岐に及ぶが、特に地域包括支援センターへつないだ割合が高い。

(4) 複雑・複合化課題の検討の場への参加について

問 複雑・複合化課題など個別のケースに対して、複数の団体が集まり、解決策の検討・協議する場に参加したことはありますか。



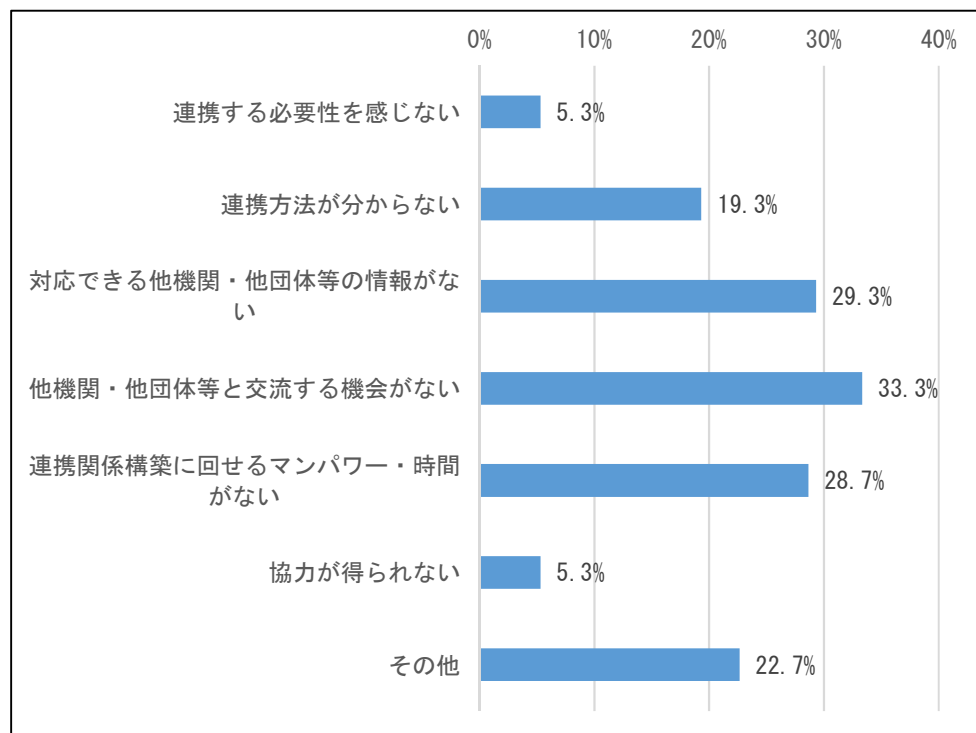
n=150

ある	46
ない	100
無回答	4

約 3 割の地域活動団体が、複数団体に検討・協議する会議体への参加経験がある。

(5) 他機関と連携するときに困っている（困りそうな）こと

問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を抱えている人・世帯の支援を進めるうえで他機関等と連携する際に困っていること（困りそうなこと）をすべて選んでください。



「対応できる他機関・他団体等の情報がない」「交流する機会がない」「連携関係構築に回せるマンパワー・時間がない」の回答が多かった。また、その他欄に「サービスの枠を超えている」「直接関与することが難しい」との記載が見られた。複雑・複合化課題等が生じた際に支援機関につなぐことができる体制を整える必要がある。

(6) 課題を解決する支援・仕組み等について

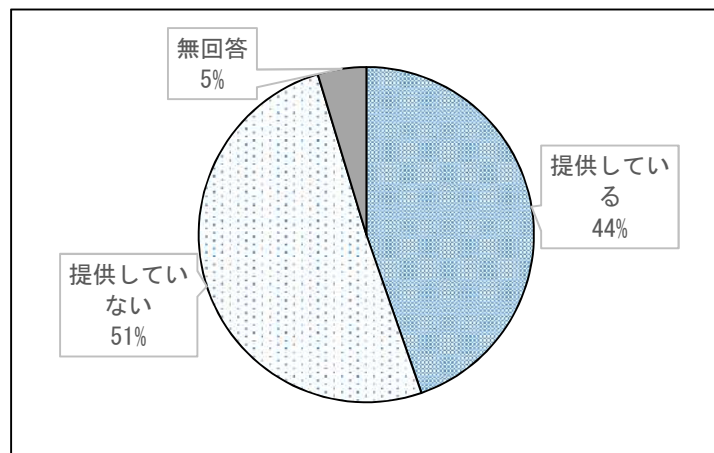
問 複雑・複合化課題や制度の狭間の課題を解決するうえで、どのような支援や仕組みがあるとよいと思いますか。

(主なもの)

- ・ 情報共有の機会
- ・ 地域福祉コーディネーターの活用
- ・ 他機関の情報がわかる資料や相談先一覧の作成
- ・ 各事例を判断し、つなげられる人の育成

(7) 地域資源の提供について

問 貴機関・貴団体の取り組みにおいて、複雑・複合化課題を抱えている人や世帯、ひきこもりや生きづらさを抱える人や世帯が社会とつながることのできる居場所や就労・ボランティアの場などの地域資源を提供していますか。



n=150

提供している	67
提供していない	76
無回答	7

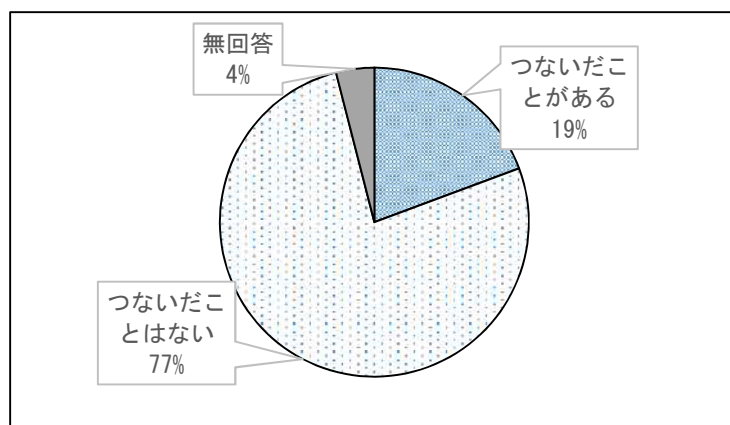
4割を超える地域活動団体が社会とつながることのできる居場所や就労・ボランティアの場などの地域資源を提供している。

(主な提供内容)

- ・居場所の提供（地域の茶の間、利用者同士の活動の場）
- ・こども食堂

(8) 地域資源へつないだ経験について

問 他機関等が行う複雑・複合化課題を抱えている人や世帯、ひきこもりや生きづらさを抱える人や世帯が社会とつながることのできる居場所や就労・ボランティアの場などの地域資源に実際につないだことがありますか。



n=150

つないだことがある	29
つないだことはない	115
無回答	6

約2割の地域活動団体が居場所や就労・ボランティアの場などを紹介し、社会とのつながりづくりに寄与したことがある。

(主なつなぎ先)

- ・就労体験の受入先となる事業所
- ・地域の茶の間